

# 第37回 佐用町議会(定例)会議録 (第1日)

平成22年9月7日(火曜日)

出席議員  (17名)	1番	石 堂 基		
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (1名)	2番	新 田 俊 一		
遅刻議員  (1名)	10番	山 本 幹 雄		
		午後1時15分～午後1時17分		
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	総務課長	坪内頼男	企画防災課長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	谷口行雄
	健康福祉課長	野村正明	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	前澤敏美	建設課長	上野耕作
	上下水道課長	野村久雄	生涯学習課長	福本美昭
	天文台公園長	黒田武彦	上月支所長	木村佳都男
	南光支所長	春名満	三日月支所長	廣瀬秋好
	会計課長	新庄孝	消防長	敏蔭将弘
	教育課長	福井泉		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名  
日程第 2 . 会期決定の件  
日程第 3 . 行政報告について  
日程第 4 . 報告第 3 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
日程第 5 . 報告第 4 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について  
日程第 6 . 報告第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 21 号）  
日程第 7 . 承認第 20 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町台風第 9 号災害検証委員会条例の一部を改正する条例 専決第 20 号）  
日程第 8 . 議案第 78 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について  
日程第 9 . 議案第 79 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第 10 . 議案第 80 号 平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 11 . 議案第 81 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 12 . 議案第 82 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 13 . 議案第 83 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 14 . 議案第 84 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 15 . 議案第 85 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 16 . 議案第 86 号 工事請負契約の変更について（三河小学校校舎耐震化工事）  
日程第 17 . 議案第 87 号 工事請負契約の変更について（幕山小学校校舎耐震化補強工事）  
日程第 18 . 議案第 88 号 工事請負契約の変更について（久崎小学校校舎耐震化補強工事）  
日程第 19 . 議案第 89 号 工事請負契約の変更について（三河小学校校舎大規模改造工事）  
日程第 20 . 認定第 1 号 平成 21 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 21 . 認定第 2 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 22 . 認定第 3 号 平成 21 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 23 . 認定第 4 号 平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 24 . 認定第 5 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 25 . 認定第 6 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 26 . 認定第 7 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 27 . 認定第 8 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 28 . 認定第 9 号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 29 . 認定第 10 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 30 . 認定第 11 号 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 31 . 認定第 12 号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 32 . 認定第 13 号 平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 . 認定第 14 号 平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 . 認定第 15 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35 . 認定第 16 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 36 . 決算監査報告について
- 日程第 37 . 決算特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 38 . 決算特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 39 . 委員会付託について

---

午前 09 時 30 分 開会

議長（矢内作夫君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 37 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にありがとうございます。

9 月と申しますのに、真夏の暑さが、まだ続いております。つい最近は、京田辺市でしたか、39.9 度という、9 月では、最高気温、記録されたように聞いております。どこまで続くのか、本当にこう心配もされるところであります。

また、明日、明後日には、台風 9 号の影響も懸念されているようであります。まあ、大事にいたらないことを、切に望むところであります。

また、今議会中には、町の敬老会等も予定をされているところであります。何かとこう、忙しい 9 月議会になるというふうに思うんですが、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

さて、今期定例会には、条例に関する案件が 2 件、平成 21 年度各会計決算の認定が 16 件、平成 22 年度各会計補正予算案が 6 件、専決処分の承認が 1 件、契約に関する案件が 4 件など、計 29 案件が付議されております。

何とぞ、議員各位にはご精励を賜り、これら諸案件につきまして、慎重なるご審議をいただき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会のごあいさつといたします。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵道典章君） おはようございます。早朝からご苦労様です。

本当に、このところ、朝方は、少し凌ぎやすくなってまいりましたけれども、記録的な猛暑が続いております。皆さん方も、非常に暑さでお疲れのことと思いますけれども、9 月定例議会、本議会には、21 年度の決算の認定、また、22 年度の補正予算等、たくさんの、また、案件を提出させていただいておりますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ですが、開会にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。

議長（矢内作夫君） ここで、報告をしておきます。新田俊一議員から叔母の葬儀のためということで、欠席届が出ております。認めておりますので、報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 37 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、復興担当理事、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長、代表監査委員であります。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります

---

#### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名いたします。

5 番、金谷英志君。6 番、松尾文雄君。以上の両君にお願いをいたします。

---

#### 日程第 2 . 会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日 9 月 7 日から 10 月 1 日までの 25 日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日 9 月 7 日から 10 月 1 日までの 25 日間と決定をいたしました。

---

#### 日程第 3 . 行政報告について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 3 に入ります。

これより行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、訴訟についてでございます。

昨年の台風第 9 号災害による被災者の一部ご遺族、2 家族 9 人から、国家賠償法第 1 条に基づく損害賠償を求め、8 月 10 日、神戸地方裁判所姫路支部に提訴がなされました。

第 1 回口頭弁論は、10 月 20 日、神戸地方裁判所姫路支部第 1 号法廷で開かれます。町では、この訴訟に対応するため、町顧問弁護士である藤田・川崎法律事務所の藤田和也弁護士を中心に、町村会顧問弁護士である六甲法律事務所の安藤猪平次弁護士らに訴訟代理をお願いしております。

災害における町の災害対応責任について、裁判による法律判断を受けることとなりましたが、この問題は、全国の自治体の防災行政に大きな影響を及ぼすものであり、町といたしましては、誠実且つ責任を持ってしっかりと受け止め、対応して行く所存でございます

ので、議員の皆様方のご理解をよろしくお願いを申し上げます。

次に、町花・町木の選定についてご報告をいたします。

合併協議会において、合併後の課題といたしておりました町花・町木の選定について、10月1日に合併5周年を迎えるにあたりまして、佐用町の象徴とイメージを表すような町花・町木を選定するため、5月21日に町内各種団体の代表者や元合併協議会委員の方々と構成する、選定委員会を設置し町花・町木の選定方法などを検討し、選定準備を進めてまいりました。

委員会は12人で男性委員5人、女性委員7人で構成し、会長には自治会連合会会長が選任され、委員会での協議の結果、6月7日から7月2日までの間、町内にお住まいの方や町内に通勤、通学されている方から広く募集して選定していくことを決定していただきました。

7月2日までに応募していただいた方は、990人でした。この応募いただいた花・木の上位20種の中から、選定委員会の委員さんの投票により、さらに5種を選定し、委員会で協議して決定をしていただいたところでございます。

委員会で選定された上位5種は、花の部では、1位ひまわり、2位ゆり、3位しょうぶ、4位かたくり、5位きくでございました。また、木の部では、1位いちょう、2位桜、3位もみじ、4位杉、5位もくせいでもございました。

1位に選定されたひまわりは、応募のあった990件の内、558件で、全体の56パーセントを、また、木のいちょうは504件で全体の51パーセントを占めております。

委員会では、応募された半数以上の方が佐用町の象徴・イメージとして、ひまわり、いちょうを思い描かれており、委員会としても特に異論もなく、全員一致で、町花には、ひまわり、町木には、いちょうを選定をしていただきました。

今後の予定といたしましては、10月1日に町花・町木選定の告示を行い、10月号広報や合併記念式典で町民の皆様にご発表してまいりたいというふうに考えております。

次に、これは、ご案内でございますけれども、先ほど、議長からもあいさつの中にごございました敬老会について、平成22年度敬老会を佐用町主催で、会場をさよう文化情報センターとし、来る9月18日土曜日、19日日曜日及び20日月曜日、これは祝日の3日間で、5回に分けて開催をいたします。

ご案内しております対象者は、平成22年度末で満75歳以上の方4,025人で、その内、出席のお返事をいただいておりますのは1,964人でありまして、半数の方がお元気にご出席をいただけるものと思っております。議員の皆様方にもご都合のつく限りご出席をいただきますようにご案内を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で行政報告は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしております。ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

議長（矢内作夫君）　　まず、日程第4、報告第3号であります。健全化判断比率及び資金不足比率について、町長より報告があります。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）　　ただ今、上程をいただきました報告第3号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成21年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

これら比率算出の基礎となります、佐用町の平成21年度標準財政規模は、87億1,112万6,000円であることを、前段ではございますが、補足をさせていただきます。

それでは、健全化判断比率の4指標から報告をいたします。

初めに、実質赤字比率、これは法令で定められた一般会計等の実質赤字の比率でございますが、佐用町の場合、一般会計等の範疇が、一般会計、朝霧園特別会計、西はりま天文台公園特別会計及び歯科保健特別会計を合算した普通会計と一致をいたします。

普通会計の実質収支は9,636万3,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の、連結実質赤字比率でございますが、先ほど報告申し上げました一般会計等を含めて、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示すもので、15.0パーセントでございます。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、115.3パーセントとなっており、実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準未満でございます。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（矢内作夫君）　　以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君）　　健全化判断比率1の中の、実質公債費比率15.0についてお聞きしたいんですけど、この実質公債費比率の算出は、過去3年間の平均をパーセントで表示するということになっております。そこで、過去3年間のそれぞれの率を明らかにお願ひします。

議長（矢内作夫君）　　はい、総務課長答えますか。はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君）　　申し訳ありません。ちょっと、資料持ってないので、過去3年間の

比率については、後ほど報告させていただきます。申し訳ありません。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 資料持って来てないということ自体にびっくりしているんですけど、それを聞かないと次の質問ができないので。

総務課長（坪内頼男君） 決算の中で、そういう公債費関係もありますので、その中で、どうでしょうか。今、必要でしたら取ってきますけども。

議長（矢内作夫君） 尾崎君、あるか。

〔議会事務局局長補佐「はい」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ああ、あります。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） すいません。過去3年間ですので、公債費比率、21年度から言いますけれども、21年度の公債費比率が12.3。20年度が13.7。19年度が15.3。

で、実質公債費比率につきましては、21年度が15.0。それから、20年度が15.1。19年度が15.4です。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 過去3年間の、その、20年、それから21年、19年については、あれですけど、この下がった主な要因というのは、どういうことがあるんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 公債費比率の減というのは、一番大きいのは、繰上償還。起債の繰上償還が大きな要因と考えてます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まず、いくら報告と言っても、議決がいらぬといったとしても、やっぱり当局としては責任持って報告するわけですから、少なくとも関連資料は揃えて報告するという事は、これ議長からよろしく伝えていただきたいというふうに思います。

ちょっと、これは不真面目と言わざるを得ないですね。

それで確認しますけども、先ほどの、20 年度は 15.1 とか、21 年度は 15 というのは、それは、それぞれ 3 年間の平均の数字なんです。だから、昨年度の 18、19、20 年度の平均が 15.1 という事なんです。だから、それは 22 年度の実質公債費比率になるわけですけども、だから、今、言っているのはね、各単年度ごとに計算して、変化を見るところで質問があったわけですから、当然、単年度ごとに見たら、例えば、こちらの資料で見ますと、平成 19 年度の実質比率は、16.8。平成 20 年度が 14.3。で、当然、その 3 カ年平均が 15 という事は、21 年度は 13.9 パーセントというのが、実質公債費比率、単年度であります。

で、それで、これ確認してくださいよ。これは、本来、当局が用意して、この場すべき内容だというのが 1 点。

それから、2 点目に、今、質問があった、なぜ、この平成 19 年 16.8 から 21 年度、3 年で 13.9 と言うのは、大幅減少ですね。3 ポイントからの減少です。実質公債費比率が。この減少、好転した要因は、何かという点ではね、これは、繰上償還というような問題じゃなくて、もっと大きな問題がある。そのあたりは、やっぱりきちりね、財政担当としては、数字を見て、分析して、議会に報告すると。このようにすべきだというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、資料を準備してなかったことにつきましては、本当に、申し訳なく思います。

ご質問の、平岡議員のご質問で、その 3 カ年平均ということですので、その公債費比率の 3 カ年の、その比率と合わせて、実質公債費比率、それもご説明させていただきました。

そういう中で、その変化を読み取っていただいたらということで、ご説明させていただきました。

確かに、その繰上償還だけじゃなしに、標準財政規模も拡大してます。そういった点も、要因としては、把握しておりますけれども、一番まあ端的なご説明と言うんですか、そういう話をさせていただきました。非常に、申し訳ありません。説明不足で。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、将来負担比率の関係、これも大事な数字なんで、確認しておきたいんですが、まあ、これも年々好転しています。昨年度が 118 から 21 年度が 115 という事ですね。まああの、確かに、標準財政規模が、平成 20 年度から臨時財政対策債含むというふうな計算になっておるわけですから、分母が大きくなっておるといふね、

分母が大きくなれば、全体の数字が低くなるという点は、1点あるというふうに思います。  
それでは、確認したいんですが、将来負担額というのが、この中の重要な要素です。将来負担額の要素の中には、一般会計における地方債残高もありますけども、この平成 21 年度で、今、佐用町の全職員が退職した場合に、退職手当は何ぼになるのかというのが、重要な将来負担額の中身であります。それでは、この平成 21 年度の計算の中で、21 年度で全職員が退職した場合には、何人で、いくらになったのか。退職手当ですよ。それは、町長ら特別職も含むのかどうか、そういった点についての回答をお願いします。

議長（矢内作夫君） 総務課長、答えますか。はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 繰り返し申し訳ない話をしますけども、積算の資料を手元に持っておりません。それを持ちまして、また、説明させていただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） よろしいですか。鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 持ってないと言うから、きちっと説明してくれる言うたですね。後で。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで質疑を終結いたします。

---

#### 日程第 5 . 報告第 4 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 5、報告第 4 号であります。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。教育長、勝山 剛君。

教育長（勝山 剛君） それでは、ただ今、上程していただきました、報告第 4 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてご報告させていただきます。

お手元に、41 ページにわたる平成 22 年度実施の評価報告書があると思います。

教育委員会評価につきましては、報告書の 2 枚目のはじめで説明しておりますが、一昨年から、教育委員会の事務事業の状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成して、議会に提出し、公表しなければならないとされました。

この点検・評価報告書は、平成 21 年度教育委員会の一般方針に定める施策の教育行政上、重要な事務事業 42 事業について、教育委員会の各事務事業担当職員及び全体の事務局において事業概要や一次評価を行いました。更に、客観性を確保するため、二次評価として 33 事業において、学識経験者の意見をいただいたところです。

そして、この評価結果を次年度における施策や事業に役立てていくこととしております。

今後の課題として、本点検・評価のまとめを、更に見やすく工夫するとともに、今後の事業概要や成果などを、簡潔に分かりやすくしていきたいと考えております。

昨年度につきましては、当該年度の 3 月に総務常任委員会に報告をさせていただきました。今回、初めて、全議員にご報告させていただきました。ご覧いただきまして、また、教育委員会にご指導いただければ、非常にありがたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、教育長の報告は終わりました。  
これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君） 石黒です。  
評価番号 35 番、理科おもしろ推進事業で、これは、廃止を検討するというようなことになってます。ほぼ、目的どおり 70 点から 89 点の評価を得ながら、廃止に向かう検討しなければならない理由をお願いいたします。

議長（矢内作夫君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） すいません。ちょっと、聞き取りにくかったんですけども。

13 番（石黒永剛君） もういっぺん、再度いたします。  
評価番号 35 番です。理科おもしろ推進事業、これの 39 ページになります。これは、一次評価の中で、ほぼ目標どおり、70 点から 89 点の評価を得ながら、今後の取り組みの方向性として、廃止を検討するというようになってますけども、その理由をお聞かせください。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） この事業におきましては、県の補助対象事業ということで、県の方も、2 年 3 年程度実施しますと、補助金を打ち切ると、そういう状況であります。今後、これにつきましては、検討を重ねていきたいと思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13 番（石黒永剛君） 二次評価が出てます。佐用町の問題解決に向けたプランは、考えられないかというようなことの報告があるわけですけども、この件はどうでしょう。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、そういうことも含めてですね、まあ、小学校 3 年生につきましても、環境、また、理科に関することも進めております。小学校低学年から高学年まで、系統的にですね、考えていきたいと、このように思います。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

13 番（石黒永剛君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） ページ6ページ、学校図書の充実ということで、毎年約350万ほどずっと20年、21、22年と金額も提示されておりますけれど、こういう学校の中でね、子ども達が、今、どう言うんですか、いろいろインターネットの関係とかで、活字離れということで、本を読まないようになってきたというふうには聞いておりますけれど、学校、どう言うんですか、どのような努力されましてですね、子ども達が、いかに本を、読書していくような取り組みをされとんかということと。

それから、どこの中学、どこの小学校が、一番たくさんの、年間、本を読んだとかね、誰が一番、多くの、何冊読んだかというところまで、把握されておりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 各学校の図書の冊数、これについては、学校の中で、確認はしていると思いますが、一々、教育委員会に、そういう報告は受けておりません。

また、学校での活字離れいうか、それは、学校だけじゃありませんが、家庭やとか、地域の中でもそうですが、それぞれの、国語を中心として、図書室の活用、また、理科であったり、数学であったり、各教科ですね、それぞれ学校図書を活用して事業を進めていると、そういう認識をしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 学校任せじゃなくって、やはり教育委員会としても、それらをつかんでですね、議会にも、そういう私が今、お尋ねしたようなことも、どう言うんですか、今度の、21年の決算課目の中でも、図書の購入とか入ってますんで、それが答えられるような格好の中の連携をとっていただきたいと、このように思います。

議長（矢内作夫君） それで、よろしいね。

3番（岡本義次君） はい。

議長（矢内作夫君） 他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君）　　まず、その初めの議会への公表、報告ですね、去年は、去年言うたら平成 20 年度分は、去年の 3 月に総務委員会に報告したということらしいんですけども、ちょっと、私は、総務委員会でなかったから、知らないんですが、去年は、総務委員会で、今年は、全体で報告するということで、当然、全体で報告していただきたいんですけど、なぜ、去年は、総務委員会で止められたのかということと。

　　去年の 3 月と言えば、これは、平成 20 年度の年度途中ですね。3 月だったら終わってないわけですから、当然、集約や何やらも、その前にやっておるわけでしょうから。そして、それは、平成 20 年度事業の評価ができてないんじゃないかというふうに、普通思いますよね。今回は、もう平成 21 年度分が、まとまって 9 月議会に出ているわけですからね。そのあたりは、そういう報告で良かったのかという点も思うわけですけども、なぜ、昨年その、4 総務委員会報告で止められたのかということ含めて、ご説明願います。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君）　失礼します。

　　実は、20 年度から、この評価が始まったわけです。で、20 年度の年度途中に掌握して、そして、20 年度に、年度内に、この評価を、3 月末に取りまとめて、報告するのが最もいいんじゃないかという判断の中で、実は、20 年度は、当該年度、年度末に各職員に評価を、自己点検させました。

　　で、その中で、20 年度中に、もう 3 月の議会がある、その中の常任委員会で、総務常任委員会で報告させて、これらの教育委員会報告に代えさせていただきたいということで、処理させていただきました。

　　で、実は、その後、どうも年度内で、その年度事業を整理するのは、無理があるということで、近隣の市町の情報を得まして、とりあえず年度過ぎて、その後に整理をして、教育委員会なり第三者評価をいただいて、9 月ぐらいの議会にかかってますよという近隣の情報を得まして、じゃあ、その方法が、一番分かりやすいということで、本年度、そういう形をとらせていただきました。

議長（矢内作夫君）　　はい、よろしいか。

16 番（鍋島裕文君）　　はい、分かりました。

議長（矢内作夫君）　　はい、他に。ないようですので、

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　ああ、大下君。

11 番（大下吉三郎君）　　40 ページのですね、評価番号 36、この中の、外国語活動モデル事業、先だって、利神の学校に行ってきたわけですけども、そこは指定受けて、今年度やっておるということでございますが、

議長（矢内作夫君）　　ちょっと、マイクが、ちょっと入りにくいみたい。

11 番（大下吉三郎君） 利神小学校は、この事業を受け持って、指定されておるといこと  
であります、その後のですね、学習は、どのようになっておるのか。ALTなんかを利用  
してやっておるのか。ただ、職員で、それぞれ賄っておるのか、そのへんについて、ち  
よっと具体的に、時間数等教えていただきたい。このように思います。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） お答えします。利神小学校につきましては、昨年度から本年度にか  
けまして、町教育委員会指定で、外国語活動のモデル事業を実施しているところです。こ  
れにつきましては、23年度から、新しい、新学習指導要領によりまして、英語活動が小学  
校に採用される。その前段として、どういう取り組みがいいのか、町 10 小学校の 1 つの  
モデルとして実施しようということで、大学教授を 2 年間継続的に来ていただいて、利神  
小学校の教諭はもとより、町内の、それぞれの小学校、または中学校と連携をしまして、  
授業のあり方、また、コミュニケーションを、どう図って行くかとか、そういうことを、  
年次計画的に、今、実施しております。この秋には、その発表をする予定にしております。  
以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

11 番（大下吉三郎君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、簡単に 2 点だけお願いします。

中身は、あんまり踏み入れない、入っても時間ないんですけども、8 ページ、まずね。  
8 ページの、いわゆる適正規模校の関係、先の 6 月議会で、義務教育基本計画ですね、策  
定委員会条例出ましたけども、この進め方というのは、もう来年 3 月には、計画、適正化  
計画作業完了という予定になってますけども、もうこれ、来年の 3 月に、いわゆる仕分け、  
今の言葉では、仕分けですか、適正化から見たら、統合問題等ですね、そういったことが  
必要だとか、そういった計画を、もう来年 3 月に出されるのかどうかね。そのあたりを確  
認しておきたいんですけども。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 現在、議会でご承認いただいた教育の基本方針策定委員会を、現在  
進めております。

その中で、既に、より良い教育環境づくりの中で、あまり、部活にしても選択肢がない。これどうしたらいいんだろうとかいう、いろんな問題が出てきております。そうした中で、目安として、まあ、担当者の思いも入っておりますが、何とか、きちっとした方向を見出したいということで、本年度中に、そうした方針、それから、適正規模についても、いわゆる環境づくりの中で、関係職員等のご意見をいただきながら、そうした方向をまとめていきたいというものを記しております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 結局、二次、外部評価でも、審議会等の立ち上げが必要だというような外部評価の意見が出されています。これからいったら、その3月までの策定完了というのは、具体的にもう、適正化規模の規模校ですね、そういった点まで踏み込んだ内容にするのか。それとも、外部委員が言っておられるように、それは、審議会において検討すべきだというようなことなのかを、確認いたします。

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） まあ、外部評価のご意見等も尊重しながら、進めていくべきと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、34 ページの就学援助の関係で、一次評価としてはね、認定基準が中ぐらだと、佐用町の場合は、一次評価。

それから、外部の二次評価というのは、今後、増加していくというような評価になっているんですけども、ただ、その、事業評価の中で、いわゆる認定基準を生活保護の 1.5 だったのを、1.5 倍だったのを 1.1 倍にしてきたと。で、それは、説明として、1.5 倍であれば、就学困難な児童および生徒以外の者も含まれる。つまり、1.5 倍まで広げたら、就学困難じゃない子も入ってしもたんだというふうな説明になっているんですけども、これ、こんな事実があったのかどうかね。そのあたりを、どのような評価されているのか、1 点。

それから、これは、決算の中でやりますけども、いわゆる援助率、適用率ですね、認定基準は、真ん中でも、援助率、適用率は、援助率っていうのは、その児童に対する就学援助の率ですけども、真ん中ぐらいいっているのかどうか。そのあたりの評価は、どのようになっていますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 就学援助につきましては、1件、1件、教育委員会で、そうしたルールに従った中で、判定をさせていただいております。まあ、この数字を故意に凶るということは、ちょっと不可能なことで、1件、1件ルールに基づいた申し出、それから民生委員さんの意見を付しました中で、教育委員会で、ルールに従って判断しておりますので、意図的に、こちらの方で、その倍率を、倍がこう、変わっていくようなことは、ないと思っております。

〔鍋島君「変わっておると書いておるがな。1.5倍から1.1倍になっておると書いておる」と呼ぶ〕

教育課長（福井 泉君） それから、もう1件なんです。

16番（鍋島裕文君） 援助率、適用率が真ん中ぐらいなんか。認定基準はそうでも。

教育課長（福井 泉君） すいません、ちょっと調べさせてください。

議長（矢内作夫君） 鍋島君、調べるん待っとく。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、福井課長。

教育課長（福井 泉君） 保護基準率。保護基準率は、すいません。ちょっと、調べて、また、連絡させてもらいます。

議長（矢内作夫君） それでは、後ほどに、資料でほな、提出してください。他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） よう分からないですけども、全体的に言うて、よう分からんのですけども、これは、ここで、有識者が岡本さんとか、岡野さんとか挙がっているし、PTAの会長とか挙がって、教育委員会も挙がったりしているんですけども、これ、説明を、まあ言うんか、この協議会を第1回とか、第2回とか、こういう形で、書いているんですけども、現場とかを、ずっと回って、その上での評価なのか、例えば、説明受けただけの評価なのか。そこらへんどうなのかなと思うんですけど。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 有識者の第二次評価につきましては、事務局の方で、それぞれ委員

の方々にご説明して、お渡しして、時間を置いて、それぞれ個々に評価していただいたと。そういうことです。学校現場は歩いておりません。

〔山本君「一次の方は」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） 一次の方につきましては、教育委員会事務局の評価ですので、これについては、現場に行ったり、例えば、研究会でありましたら、室長や課長や、私も出向いておりますので、そういうものを見たり、また、補助事業等につきましては、計画書並びに事業報告書が上がって来ますので、そこを精査し、評価したところであります。

〔山本君「いやいや、ちゃうちゃう。僕が言いようのはね」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 21 年度の、この評価作る担当として、この職務として、回ったんか。過去に、タラタラと言うか、別の目標の中で、回ったのかということ。じゃなくて、これを目標として、採点をするという基準の中でね、回ったのかということを知りたいわけ。それで、有識者も、ほんまに、回ってないということやけども、回った上で、例えば、今、岡本さんが言うたような、図書に関して、岡本さんから見たら、どれだけ勉強しようかとか、本読みようかということやけど、これに対しては、図書の充実ということができておるかということの判断のあれやけども、そういう、その図書が、本当に、どれだけ充実できておるかどうかというのを、現実問題、その人達が、どれだけ見ているのかと。学校によって、かなり格差があるだろうと。ねっ。いい学校もあれば、悪い学校もあるだろうと。そこらへんの図書の充実が、どの程度図られておるかという中で、出てきておるかということを知りよんであって、それも無いのに、町からの資料だけで、はい、よくできてまして、そんなバカな評価だったら、評価自体がゼロやわな。と僕は、思うんです。

だから、もういっぺん聞きますけど、いろんな学校とかを、一次も二次も見たんか、見てないんか、その上での評価なのか、もういっぺん、それだけ、ちょっと伺います。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） すいません。事務事業評価でございます。で、例えば、町の行政も事務事業評価をやってきたこともあるんですけども、概ね、担当者が、この事務内容は、一番よく知っております。で、本年度の教育の一般方針の中で、こういった事業が、取り組むべき事業の中にありまして、その事業を1つ、1点、1点、事務事業の内容、それから、担当職員が、この事業についての評価を、内部評価を行いました。

それを、まあこの、書面の中だけで、当方で説明しまして、外部の評価をいただいたわけでございます。

で、勿論、小学校、中学校の校長経験の方については、この事業は、中身は分かりますが、それ以外の方には、かなり具体的な説明をしないと、分からない部分もあったと思います。そういう部分で、できるだけ事務局としては、外部評価の方には、内容を、この書類を渡して説明して、それ以外にも説明が求められたら、こちらの方から、また出向いて、説明をさせていただくような方法を、とらざるを得ないような状況でのまとめでございます。

す。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） まあ、一応、資料を説明して、それで了承いただいたと。評価してもらいたいわけやね。でも、百聞は一見にしかず言うからね、何ぼ、何ぼ資料を、その専門家が見せて、説明したって、ほんまは分からへんと、僕は思う。まあ、それだけ言っておきます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 18 ページの文化財の指定保存活用事業でございますけれど、まあ、下本郷のムクノキとか、八幡神社の大ケヤキですか、佐用の大イチョウ、これらについて、まあ、21 年度は予算も挙げてございますけれど、他の 20 年とか 22 年はないわけなんですけれど、これらはですね、そういう、どう言うんですか、毎年、何らかの格好でね、やっぱり、この、消毒したり、肥料やったりして、その、どう言うんか、枯らさないような格好の中でね、維持をしていくようなことが大事じゃないかというふうには、思うんですけれど、そこらへんについての、この評価の中では、そういう詳しいことまでは書いてないんですけれど、そこらへんについて、教育委員会としては、どのように思われるかというんが 1 点と。

それから、30 ページのスクールカウンセラーの配置の中でですね、いじめ、暴力行為、不登校に悩む児童生徒の心の相談の充実を図ると。こういうことに対して、この文書においては、ちょっと全部読み取ることができないんですけれど、佐用郡の小中学校において、そういう、いじめとか暴力、そういうようなものが、実際こう、あったんかどうかも含めてね、そこらへんの内容について、もう少し詳しい内容を話ししていただきたいと思いません。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 指定文化財の件につきましては、21 年度の予算で承認いただきました下本郷八幡神社、それから、多賀の八幡神社ですか、それと佐用の大イチョウ、非常に補修、樹医さんを入れた内容の経緯の中で、コンクリートが、コンクリとか埋めた所が浮いてきたりして危険なということと、それから、木を軽くしないと、その重みで、根元から引っくり返る可能性もあるというようなことで、大イチョウを手をつけましたし、八幡神社につきましても、ツリークライマーというプロの、そうした業者をお願いしまして、それぞれの文化財となっている木等を手を入れさせていただきました。

で、今後は、文化財としては、まだ予算化、この中に具体的に書いておりませんが、三

河の舞台、そうした物も、文化財になっておりますので、国の補助等をいただきながら、三河の歌舞伎舞台も修復に入ります。

それで、22年度、ここは記入しておりませんが、そうしたものも、今後入って来ることになります。

それから、後のスクールカウンセラーにつきましても、中身の具体的なことは、カウンセラーは、他に、外部には出してくれません。友達関係とか、大まかな内容でしか、災害に関する相談とか、そういう内容でしかふれてくれないので、なかなか、中身が、具体的に、こちらの方へは報告されていないのが、件数のみで、中身は報告されておられません。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。もう。

3番（岡本義次君） はい。

議長（矢内作夫君） はい。他に質疑はないようですので、これで質疑を終結をいたします。

---

日程第6 報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて 専決第21号)

議長（矢内作夫君） 続いて日程第6、報告第5号であります。専決処分の報告について、専決第21号、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第5号、専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

平成22年8月1日、町道小日山線の車道で、走行中、山の斜面から落石を避けきれず、その落石の上を通過したことによって、個人の車両が損傷をいたしました。

この相手方の損害について、双方の協議において、責任割合の提示があり、早急な解決が求められましたので、国家賠償法に基づく賠償として、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告をいたします。

議長（矢内作夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） 前にお聞きしたかと思うんですけれども、この損害の概要を聞けば、当然、過失割合が出てくると思う。過失割合は、何ぼやったんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、過失の割合は、町が6で、車を傷められた方が、4ということ  
とで和解しております。

13番（石黒永剛君） はい、了解。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） これ、前聞いたやつ。

議長（矢内作夫君） そうです。

〔山本君「いやいや、僕、あの時」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 前、聞いたやつ。

〔山本君「まあまあ、ちょっと聞いたやつに答えて」と呼ぶ〕

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この損傷については、8月1日ということで、前の分ではありません  
ん。路線は一緒ですけども、前の分では、

〔山本君「前の分じゃないんやな」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） はい。

10番（山本幹雄君） そうなんや。前の分と違うんや。金額が違うもんや。全然。という  
ことは、あの時も岡山の人だったん、そうやな。そうやったな。それで、あの人は、あの  
時、橋本さんか何かじゃなかったっけ。

それで、何で、僕、あの時に言うたんは、同じようなこと、次にあるん違うかっていう  
部分言うたと思うんや。そんなことが何ぼでも出てきたしたら、とんでもない話になると  
思う。

で、この前の同じ人のやつが、もういっぺん、それを専決で出てきておるといふんなら  
いいんだけども、こういふことが、ドンドン、ドンドンあってきて、どうのこうのしだし  
たら、これ何ぼでも言い出す。と僕は、心配しとんですよ。ねっ。これ、よっぽど気をつ

けないと、大変なことになるし、と思うんですけど、どうですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この事故については、基本的に、町の全国損害賠償保険、町村会の保険に入ってます。その、町村会との方との協議と、協議の上で、町村会の見解としては、この事故について、町側の責任は、免れないだろうと。そういう判断で、示談を進めさせていただきました。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 前回は、石が落ちて、石で弾いて、車の底を傷めていうて、その石いうて、多分、あんまり大きい石じゃなかったんやな。あれ、確か。直径、多分、10センチぐらいだったんと違うのかなというふうに記憶しておるんだけど、違うとうかどうか分からんけど。今回も、やっぱり石だったわけ。まあ、石と書いとんやけど。その石が弾いて傷つけたという、その確証か何か、この石やって、僕ら、普通走りよってね、石が弾いて、車を傷つけたって、パッと行った瞬間、もうはっきり言うて、どの石が傷つけたんか、普通は、分からへんと思うんやな。あっくら、石、ガラガラの所やからね。そやのに、この石やって、指定できたというのが、僕は、不思議でしょうがなかったんや。

皆、走ってる時考えると思うんやけど、車で、ドーンと行きよって、弾いたんですっていうて、ずっと、当然まあ、10メートルなり20メートル行くわな、ずーっと止まるのに。この石や言うて、普通分かるか。僕は、多分、印でも付けておったら分かるけども、分からんと思うんや。何か、そこらへんが、不思議でしゃあないんだけどね。

で、向こうが、この石やって持って来たんかどうか、知らんけど、向こうが、この石やって持って来たわけ。何で、分かったんかなと思います。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この事故の直後、建設課の職員も現場の方に行って、その被害遭われた方と、確認の上、その石については、特定しております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） まあ、こっからあそこまで行くんに、飛んで行っても15分かかるん違うかな。待ってましたって行っても。そりゃ、無茶苦茶飛ばしたら知らんで、けど、普通に行きゃ、そこそこの時間がかかっておってね、それでっていうのは、どない考えても不思議やし、前の人は、岡山県のどこだったっけ。

〔「江見」と呼ぶ者あり〕

10 番（山本幹雄君） 江見だったんか。ほー。この人との関係なんか、ないわけね。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その人とは全く関係ありません。

10 番（山本幹雄君） いやいや、まあ、関係ありませんって、まあ、ええわ。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） 同じく関連なんですけども、例えば、通常、こういうことを認定する場合ね、おそらくどっかに知らせが入って、今回は、建設課の職員が行ったということで、当然、そこには、警察が立会いで、事故証明なり何なりの証明があって、そういう手続きの後、保険の支払いうことに、そういう中に警察が入って、やっぱり、そういう、これは、そういう事故やいうことは認定、そういう手続きを踏んで、こういうことになるんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 警察の方は、入っておりません。

議長（矢内作夫君） 岡本安夫君、よろしいか。

12 番（岡本安夫君） いやいや、違う。だったら、どうなんかな。これ。

これこれ、こういうことで言うて、役場にいう方がええか、町が、ああ、そうや、ごもっともですねいうようなことで、それが、ドンドン成り立っていくと。こう、第三者的なあれがないということだったら、おそらく、山本議員が言うたんで、全然関係ない所で、もし何か傷めておってですね、たまたま石があったとこの前で止めてですよ。これやったんやなんていうような、悪意によればね、だから、そういうようなことから言うたら、もうちょっと少し、これ、慎重に、このあれをしておくべきじゃないですか。どっかで歯止めいうんか、やっぱりきちとした基準を作るために。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その事故を遭われた方からの連絡で、町職員も、その現場の方に駆けつけて、この損傷は、エンジンオイルの部分、ミッションと言うんですかね、そのエン

ジンオイルの部分でした。だから、オイルが漏れていたということで、その落石の、その状況の所から、オイルが漏れているということと合わせて、周辺状況、小日山線ですけども、山側の方に排水溝があります。その落石の状況、そういうものを判断して、これについては、特定した落石、3個の石を特定したわけですけども、それと合わせて周辺の状況、それから、その被害遭われた方の、その申し立て、そういうものを判断して、町の方で判断させていただきました。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） どうなんですか、今、ああ言った、これ極力、事故証明を取った後、こういうことをするんだという形に、そういうことにできませんかね。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今後、そういうことも検討して、できるだけ、そういう対応をさせていただきたいと思っておりますけども、今回の事故につきましては、その直後、冒頭お話ししましたように、町村会の方に連絡を取りまして、その中の、町村会の判断の指示の下に示談という形で、対応させていただきました。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 関連なんですけども、これ、国家賠償されておるんですけども、これ、担当者の、担当課のですね、求償権いうんですか、そこらは、どんなんですか。あの、担当課が責任持つとか、そういうような、その担当課に求償するというような求償権の問題はどんなん。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 国家賠償法に基づく求償権というのは、職員、担当課の仕事をするのは職員ですので、職員に、その重大な過失、または、故意と、そういうものがあれば、求償権は発生しますけども、今回のような、道路管理上の問題であることについては、やっぱり町が責任を取ることだと思います。

議長（矢内作夫君） よろしいか。金谷君、あつたん違うんか。

5 番（金谷英志君） いや、いいです。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まず、あの、この昨年 12 月 1 日の橋本氏の事故といいね、今年 3 月に、50 万円以下の損害賠償については、もう議決をしなくていいというようなことが、この議会で決められて、今回も、これは、もう報告だけです。議決は必要ないということになっております。その点は、やっぱり問題だなというのが 1 点思います。

それで伺いますけども、昨年 12 月 1 日に、橋本氏が、この小日山線で、落石にあったと。私、小日山線というのは、毎週 1 回、必ず通るんですけども、同じ場所も。

昨年、橋本氏の遭われた場所と、小日山線の、今回の畝本さんですか、の方の場所は同じかということ。

それから、確かに、落石ありますけども、私、一度もあったことはないんですけど、昨年 12 月 1 日の事故以来、何か対策ですね、落石の対策的なものを打たれたかどうか。確かに、落石注意というような看板は、確かにあるように見えますけれども、そのあたりについて。

それから、町村会の総合損害賠償補償保険ですね、これを適用したということですけども、この 4 万円の補償額に対する、この保険適用はいくらなのか、そのあたりについてお伺いします。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず 1 点目の場所ですけども、場所は、違います。今回の場合は、小日山から、集落から大日山方面に、約 1 キロぐらいな所です。前は、大分、それが 1 点目と。

2 点目については、建設課の課長に答えていただきたいんですけども、3 点目の損害の関係ですけども、損害額は、全体で、6 万 7,945 円です。6 万 7,945 円で、町の賠償として、賠償額は、4 万 467 円。6 割ということです。

〔鍋島君「だから、その内、保険、何ぼや」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） これは、全て、4 万 467 円は、保険適用です。

〔鍋島君「なるほどね。はい」と呼ぶ〕

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この町道につきまして、昨年も事故があって、今回もというような形になっているわけなんですけれども、当然、議員が、今、お話にも出ましたように、落

石防止の注意看板、それから、当然、道路の安全パトロールということで、点検を強化しております。

それと、この路線につきましては、山側からの落石で、起きたわけなんですけれども、当然、そういう急峻な所でございますし、まあ、昨今、シカとかそういうね、動物もおります。そういう関係で、落ちてくる可能性も多々あるということで、そういうことにつきまして、毎年、側溝、予算の範囲でございますけれども、側溝の土砂の取り除きとか、それから、そういう危険なところ、旧町から引き続いて、法面の保護工事もやっております。そういうことで、この 10 キロにわたって、結構長いんで、なかなか全てを、そういうものを解消するのは難しいところでございます。まあ、できる範囲ですね、今、対処させていただいております。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 松尾君。

6 番（松尾文雄君） 一緒なんですけども、いわゆる同じ路線で 2 回もあったということは、これは非常に問題があるんで、管理上、しっかりしていただかないと、今、言われるような、そういった感覚でいけるのかなという、ちょっと不安があるんですよね。長いから云々じゃなしに、やはり、こういうことが 2 回も 3 回も起きたんでは、どうにもならないんで、やはり、そういった管理をどうするかというのは、やっぱりもっと、具体的に早く出していかないと、昨年 12 月から、この 8 月、いわゆる 8 カ月間の間に二度もあるというようなね、いろんな事故でもそうですけども、一度目の事故は、止むを得ないとしても、この 2 回目、同じ落石ですよ。場所が違ってたって、そこらの管理状況が、十分できてきたんかな。また、それで、今後の落石防止策というものを、早いことやらないと、その間が、非常に難しいではなしに、今のところだと、いわゆる物損という部分ですから、いいんですけども、ひとつ運転誤りますと、いわゆる、人身というふうなことにも発展する可能性があるわけですから、いわゆる管理の方法、また、いわゆる落石防止策ですね、そういったもの早急に立ててやらないといけないのかなという思うんですが、そういったところ、今どうこうじゃなしに、早急にやっていただきたいというふうに思います。

3 回目が、また起きましたというようなことでは、困りますからね。そやから、そのための管理、管理責任は、十分ありますから、しっかりやっていただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） 要望でよろしいね。

6 番（松尾文雄君） ああ、もういいです。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 山本君。

10 番（山本幹雄君） さっき皆さんが言われたと同じようなことになるんと、前回、これは、専決でええじゃないかというような形で決めて、そんなに、しょっちゅうあることではないって、こう、感じておったから、まあ、いいじゃないかというのがあったんだけ

ど、次の議会で、早速、こういうことがあるということであるならば、これは、もういっぺん考えなあかんのんじゃないかという気がするくらいなんです。

それでね、1つ言わせてもらおうと、大日山の人、小日山の人、また、西新宿の人、しょっちゅう行く。さっき鍋島さんが、しょっちゅう行くって、まあ、僕も結構行かせてもらったりする部分あるけども、そういう人らが何も無い。岡山の人って、多分、この人ら、多分、そりゃ、普通滅多行かんと思う。その人らになるというのは、俺ら不思議でしゃあない。変な見方かも分からないけどね。これで、小さい金額で済んでおるけど、次、ごっついの来るかも分からへんよ。はっきり言うて。

これ様子見ようや。前の橋本さんと、この人関係ありますかって聞いたら、ないって、多分、それは、表立ってはないだろうけども、分からへんやん。どんな関係で、ああ、佐用町、お金出さな言うて、様子見ておって、簡単に出るがなっとなりや、次、大きい車になりましたって来た時には、大変なことに、ほんまになってまう。俺、それを、ごっつう心配するから、だから、これは、あれやね、裁判にされたら、もう出なあかんのやな。前、そういう説明したな。だから、裁判してもろたらええやん。この場合。なっ。裁判してもろて、4万円出せ言うて出したらええやん。

そうしないと、ほんまに怖い話になってまう恐れを、何か、僕は危惧するから、今後は、もうちょっと、訴訟してもらおうなら、してもらおうか何か、対策練らないといかんのんかなと思います。どうぞ。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 50万円以下の専決ということで、まあ条例化させていただいたんですけれども、それは議会提案ということで、その趣旨は、やはりこういった事故等については速やかな解決、そういうことが求められると思います。今回の例にしましても、このことで、やはり起きた直後に、双方きっちり話し合いをして、早く解決するということが、やっぱり求められる要素が、非常に高くなると思います。それを逃すと、やっぱりこじれたりして、今、お話のように、6万の、そういった損害についても、裁判とか、そういうことにもなりかねないと思います。できるだけ、まあ、穏便にというわけじゃないんですけども、双方を、それぞれの、その保険とか、いろんな面も勘案して、速やかな解決ということが、やはり一番求められていることではないかなと思います。

50万を超える損害、そういうものにつきましたは、従来どおり議会の議決ということが前提ですので、そういう意味で、今回の、こういった50万円以下の専決については、ご理解の方をお願いしたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 山本君。

10番（山本幹雄君） これがね、例えば、100万やで、議会の議決がいるからっていっても、前例からして出しておったら、出さざるを得なくなるわけや。今回、100万やで駄目やという話じゃないわけよ。そうでしょ。議会の議決がいるからって、議会に責任持たす。それは、それでええけども、議会の議決がいるから、許されるか許されんかじゃないわけや。

例えば、500万になったとせんか。そんな車いくらでもあるんやから。500万になった時、議会の議決求められた時、議会は、500万じゃで駄目なんだ。6万やで、前の28万か何ぼやでええんやとか、そういうわけじゃないわけよ。僕の言いたいのは。そうだろ。だから、議会の議決があるか、いらんかなんて関係なくって、そうじゃなくして、こういう時の対策というのは、しっかり頭に置いて行動しないと、次、どんなんが来るか分からへんよということだけ。小っちゃいうちに、きっちり抑えるものは、抑えておかないと、大きいのが来た時に、今まで許しておるのに、今回だけ、何であかんのや言われた時には、もう言い訳がきかへんでいう話だけ。まあ、こんだけにしとくは。

議長（矢内作夫君）　　まあ、いろんな議員から意見出たんですけど、そういった点、十分考慮して、対応していただきたいというふうに思います。

他に、よろしいね。ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

---

日程第7．承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町台風第9号災害検証委員会条例の一部を改正する条例 専決第20号）

議長（矢内作夫君）　　続いて日程第7、承認第20号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町台風第9号災害検証委員会条例の一部を改正する条例、専決第20号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）　　ただ今、上程いただきました承認第20号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、専決させていただきましたのは、佐用町台風第9号災害検証委員会条例の一部を改正する条例でございます。3月時点では、検証を6月末までに終了していただく予定でございましたが、6月29日の第5回検証委員会で、各委員が検証された項目で、90項目に及ぶ提言案をいただきましたが、意見調整された結果、更に、各提言項目を確認して、町への検証報告を行いたいとの話となり、7月に最終委員会を開催して、町へ報告書を提出していただくことになりました。

そのため、検証委員会委員の任期等を7月31日まで延長する必要性が生じたので、条例の一部を改正をいたしました。

ご承認いただきますように、お願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君）　　提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行ないます。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君）　　質疑はないようでありますので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行ないます。まず、原案に反対討論の方。はい、ないようですので、

賛成討論の方。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより、承認第 20 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。承認第 20 号を、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手全員です。よって承認第 20 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町台風第 9 号災害検証委員会条例の一部を改正する条例、専決第 20 号は、原案のとおり、承認されました。

ここで暫時休憩をさせていただきます。それじゃあ、10 時 50 分ということで。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 51 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解きまして、会議を続行いたします。  
続いて、日程第 8、

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 公債費関係で、鍋島議員にご質問していただいた分について、平岡議員も含めて、訂正とお詫び、訂正をさせていただきたいと思えます。

まず、実質公債費比率の比率ですけれども、15.0。その単年度の方ですけれども、私、通常の公債費比率の率を言いました。その 3 カ年平均の実質公債費比率の算出根拠となる単年度の実質公債費比率は、平成 19 年度が、16.89635 です。16.89635。それから、20 年度が、14.34005。21 年度が、14.03988。それを、3 カ年平均して、小数点以下 1 位で四捨五入されてます。で、15.0 ということです。

それと、もう 1 点、その退手関係の負担の見込み額ですけれども、まず、職員数の中には、特別職も入っております。入って職員数 359 人。それで、基本額とか、特別職に関する額とか、組合の方に、退手組合の方の、積み立て等があります。そういうものも差し引きで、将来負担額の結果は、29 億 3,499 万 1,000 円です。29 億 3,499 万 1,000 円。

で、一般職に属する職員の基本額というのは、33 億 8,850 万 7,000 円。

で、先ほど申しました特別職とか、組合の方の、その積み立て、そういうものを控除して計算した額が、将来負担額ということで、29 億 3,499 万 1,000 円ということです。

それと、もう 1 点、肝心な鍋島議員のご質問だと思いますけれども、こういった比率が、健全な中で、比率を保っているという、一番大きな要素は、標準財政規模が大きくなったと。その財政規模の増大する要因としては、交付税。そういうことだと思います。

申し訳ありませんでした。

議長（矢内作夫君） はい。

---

日程第 8 . 議案第 78 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） それでは、続いて日程第 8、議案第 78 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 78 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回改正しようとする佐用町火災予防条例第 29 条の 5 は、住宅用火災警報器及び火災報知設備の設置免除を規定したもので、現行は、住戸用あるいは共同住宅用のスプリンクラー設備や自動火災報知設備を設置した場合が設置免除の対象となっております。

この度、共同住宅の一部を利用した小規模なグループホーム等を対象とした複合型居住施設用自動火災報知設備の実用化及び商品化に向けた技術開発が進んだことを踏まえ、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、平成 22 年 12 月 1 日から施行されることに伴い、当町火災予防条例を省令と整合させるため、第 29 条の 5 の設置免除規定に、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した場合を追加しようとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますように、お願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 78 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 78 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって議案第 78 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 9 . 議案第 79 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 9、議案第 79 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 79 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今般、危険物施設である特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る審査業務の効率化が図られたこと等により、実費に変動が生じていることが判明したことから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令のうち、当該タンクの設置許可に係る手数料の額を、概ね 9 パーセント引き下げる改正が行われ、平成 22 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、当町消防事務手数料条例を政令と整合させるため、一部改正するものでございます。

なお、今回の改正箇所該当する特定屋外タンク貯蔵所等は、現在町内には設置はされておりません。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 79 号も、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 79 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって議案第 79 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定しました。

- 
- 日程第 10 . 議案第 80 号 平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 11 . 議案第 81 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 12 . 議案第 82 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 13 . 議案第 83 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 14 . 議案第 84 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 15 . 議案第 85 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）

## の提出について

議長( 矢内作夫君 ) 続いて日程第 10 ないし日程第 15 については一括議題といたします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長( 矢内作夫君 ) ご異議ないと認めます。

議案第 80 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案( 第 2 号 ) の提出について。

議案第 81 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案( 第 2 号 ) の提出について。

議案第 82 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案( 第 1 号 ) の提出について。

議案第 83 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案( 第 1 号 ) の提出について。

議案第 84 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案( 第 2 号 ) の提出について。

議案第 85 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案( 第 2 号 ) の提出についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長( 庵逄典章君 ) それでは、ただ今、上程いただきました議案第 80 号から議案第 85 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

議案第 80 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算( 第 2 号 ) から説明をいたします。

はじめに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 8,284 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 140 億 417 万 9,000 円に改めるものでございます。

その内容につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入から説明をいたします。

まず、地方特例交付金は、1,245 万 1,000 円の増額。減収補てん特例交付金と子ども手当及び児童手当特例交付金につきまして、交付額が決定したことに伴うものでございます。

地方交付税につきましても、この度、普通交付税の交付額が決定をいたしましたので 2 億 1,185 万 2,000 円を増額計上し、普通交付税の総額を 54 億 399 万 8,000 円としております。

国庫支出金は、国庫補助金において、橋梁長寿命化計画策定に係る地域連携推進事業国庫補助金の交付額内示を受けまして、311 万 1,000 円の増額でございます。

県支出金におきましては、2 億 3,576 万 3,000 円を増額いたします。うち、県補助金では、まちなか振興モデル事業補助金、地域自殺対策緊急強化事業補助金などの新規事業の実施に伴うものに加え、過年発生農林災害復旧費補助金など予定事業量を見込みまして 2 億 3,574 万 7,000 円を増額。県委託金は、人権啓発活動地方委託金を 1 万 6,000 円増額計上いたしております。

寄附金につきましては、農林水産施設災害復旧費寄附金、子育て支援事業に対して指定寄附金及び災害義援金、合計 620 万円の増額でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金を 9,773 万 3,000 円増額いたしております。これにより、

同基金の繰入総額は、5億1,262万5,000円となります。

繰越金につきましては、4,756万5,000円を増額し、平成21年度繰越金4,756万6,886円を予算に組み入れるものでございます。

諸収入は、1,839万7,000円を増額でございます。幕山地区コミュニティプラント管渠の移設及びクリーンセンター給水施設の移転に係る物件移転等補償費1,400万円、昨年の台風第9号によって浸水被害を受けました図書に対する町有建物災害等共済金810万1,000円などが雑入の主なものでございます。

町債につきましては、5,022万7,000円の減額補正でございます。

臨時財政対策債発行可能額の決定に伴う5,162万7,000円の減額と、農林水産施設災害復旧事業債140万円の増額を行っております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

総務費では、2,158万8,000円を増額いたしております。うち、総務管理費においては、訴訟等に係る弁護士相談料378万円、災害犠牲者慰霊事業費助成金100万円、さようまち・むら両立プロジェクト協議会補助金100万円などの追加により、978万6,000円を増額。徴税费につきましては、固定資産評価替えに向けた不動産鑑定評価委託料1,180万2,000円の追加でございます。統計調査費は、国勢調査事務費の組み替えでございます。

民生費は、3,770万7,000円を増額でございます。うち、社会福祉費では、2,237万2,000円を増額。新規事業といたしまして、地域自殺対策緊急強化事業の関係経費50万1,000円を追加。これは、3年間を目途に実施する国の基金事業でございます。その他、平成21年度精算に係る国民健康保険特別会計繰出金1,696万円、福祉医療費の平成21年度精算金173万9,000円の追加計上をいたしております。児童福祉費につきましても、福祉医療費の精算金337万8,000円をはじめ、社会保険料995万7,000円を増額、子育て支援事業に対する指定寄附金を充当する備品購入費30万円など、合計1,533万5,000円を増額でございます。

衛生費は、1億491万9,000円を増額いたしております。うち、保健衛生費では、簡易水道事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計への繰出金8,888万円、昨年来実施いたしております新型インフルエンザワクチン接種助成事業費184万6,000円など、9,091万9,000円を増額。清掃費1,400万円の追加は、幕山地区コミュニティプラントの管渠移設及びクリーンセンター給水施設の移転工事の費用で、物件移転等補償費を財源措置をいたしております。

農林水産業費は、2,148万5,000円を増額いたしております。うち、農業費は、野生動物防護柵設置費補助金を需要増加に応えまして994万6,000円増額するなど、1,065万9,000円を増額。林業費につきましても、倒木等処理対策事業委託料の事業量増加分1,081万8,000円など、合計1,082万6,000円を増額いたしております。

商工費は、48万円の増額で、観光パンフレットの増刷を行う予定でございます。

土木費は、1,858万円の増額でございます。うち、道路橋梁費は、301万5,000円を増額で、国庫補助内示額増加に伴う橋梁長寿命化計画策定委託料を増額いたします。都市計画費は、56万5,000円を増額で、地方公営企業繰出基準の変更に伴う、播磨高原広域事務組合上水道事業への繰出金の不足分を計上いたしております。住宅費につきましては1,500万円、久崎の公営住宅建設事業の実設計費用の追加でございます。

消防費は、329万9,000円を増額で、防災マップ作成業務委託料250万円の追加など、災害対策関係経費を計上いたしております。

教育費は、802万7,000円を増額でございます。うち、教育総務費は、161万2,000円の減額補正で、教育審議会開催経費の増額と、普通交付税額決定に伴う地方交付税栄市配分金の減額を行っております。小学校費は、江川小学校及び三河小学校の電気保安業務

検査委託料 20 万 3,000 円の増額が補正の主要事項でございますが、合わせて余剰見込み部分をいくつか整理いたしておりますので、全体では 3 万 6,000 円の減額となります。中学校費につきましては、事務費の組み替えでございます。社会教育費は、276 万 6,000 円の増額でございます。町民プール監視員賃金 60 万円の追加、図書購入費 200 万円の増額が主な事項でございます。保健体育費におきましては、給食センターの備品更新に係る費用 690 万 9,000 円を追加計上いたしております。

災害復旧費は、3 億 6,180 万円を増額いたしております。うち、農林水産施設災害復旧費は、3 億 5,150 万円を増額。内訳は、委託料が 9,650 万円、工事請負費が 2 億 5,500 万円でございます。公営企業災害復旧費につきましては、簡易水道事業特別会計への災害復旧事業費に係る繰入金 1,030 万円の増額でございます。

諸支出金は、496 万円の増額でございます。基金費におきまして、災害義援金 496 万円を、災害遺児等修学・生活支援基金に積み立てるべく措置いたしております。

次に、地方債の補正でございますが、第 2 表、地方債補正によりまして説明をいたします。

臨時財政対策債は、先に決定された発行可能額に合わせまして、起債の限度額 8 億 4,891 万 2,000 円に改めます。

農林水産施設災害復旧事業につきましては、今回の補正予算で事業費全体を見直す中で、起債額の増加が見込まれるため、起債の限度額を 2,150 万円に改めるものでございます。

以上、一般会計補正予算の概要の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 81 号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案説明をさせていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 2,257 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 5,646 万 9,000 円とするものでございます。

歳入より説明をいたします。

国庫支出金は、255 万円の増額で、特別調整交付金と出産育児一時金での増額となっております。療養給付費等交付金は、324 万 7,000 円の増額で、過年度分の増額となっております。繰入金は、1,648 万円の増額で、一般会計繰入金の出産育児一時金等の繰入金で 48 万円を減額して、その他一般会計繰入金で 1,696 万円を繰入れております。繰越金は、29 万 8,000 円の増額で、前年度繰越金となっております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

保健事業費で、特定健診等未受診者対策業務委託料に 207 万円を増額をしております。諸支出金では、2,050 万 5,000 円の増額で、主なものは、償還金の出産育児一時金補助金返還金で 6 万円、療養給付費交付金返還金で、2,044 万 5,000 円の増額となっております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の、提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 82 号、佐用町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 363 万円を増額し、予算の総額を 18 億 458 万 1,000 円とするものでございます。本会計の補正予算につきましては、平成 21 年度介護保険事業の事業費の精算による補助金の追加交付、また、返還金分として計上をいたしました。

まず、歳入よりご説明をいたします。

介護給付費に係る支払基金交付金を 120 万 8,993 円追加交付するもので、支払基金交付金においては 120 万 7,000 円を増額し、繰入金の基金繰入金において 57 万 5,000 円を減額し、繰越金においては 299 万 8,000 円を増額するものでございます。

続いて、歳出であります。

介護給付費に係る国県負担金及び地域支援事業に係る国県負担金等を 363 万 30 円返還するもので、諸支出金の償還金及び還付加算金において 363 万円増額いたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 83 号、佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 91 万 4,000 円を増額し、予算の総額を 1 億 2,441 万 8,000 円とするものであります。本会計の補正予算につきましては、屋根の雨漏り修繕と、受託事業の短期宿泊事業の実績に合わせて、計上させていただきます。

まず、歳入よりご説明いたします。

諸収入の受託事業収入において 76 万 2,000 円を増額し、雑入において 15 万 2,000 円を増額するものでございます。

続いて歳出であります。老人ホーム費で、屋根の防水工事後 30 年が経過し、防水シートの劣化が目立ち、雨漏りがしております屋根の一部防水修繕に 79 万 2,000 円、厨房のエアコン修繕に 12 万 2,000 円、修繕料を増額いたしております。

以上で、朝霧園特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 84 号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についての説明を申し上げます。

この予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ、7,965 万 5,000 円を追加し、歳入歳出の予算総額を 8 億 6,162 万 6,000 円に改めるものであります。今回の主な補正は、災害復旧工事の河川改修事業に伴う長谷橋の架け替えによる水道管の移設に対応すべき予算を補正するものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

一般会計繰入金 6,118 万 5,000 円、繰越金 331 万円、諸収入 1,516 万円を追加いたしております。

次に、歳出であります。管理費では、水道水源保護審議委員報酬 2 回分、県道若狭下三河線の拡幅工事に伴う消火栓の移設工事費 110 万円を追加するものでございます。建設改良費では、長谷橋橋梁添架及びクリーンセンター進入路の水道管移設、設計委託料 680 万円、それぞれの工事請負費 6,096 万円を追加するものでございます。最後に簡易水道施設災害復旧費では、長谷橋、本位田水管橋の設計委託料 1,030 万円を追加いたしております。

以上、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 85 号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ、7,388 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の予算総額を 5 億 5,831 万 2,000 円と定めております。今回の補正は、台風 9 号災害復旧工事の河川改修事業に対応すべき予算を補正し承認を求めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

一般会計繰入金 3,799 万 5,000 円、繰越金 242 万 9,000 円、諸収入 3,346 万円の追加をしております。

次に、歳出であります。農業集落排水施設事業費では、長谷橋及び甕巖橋の橋梁添架設計委託料 600 万円、工事請負費 5,755 万 8,000 円を、公債費では、農業集落排水事業町債償還元金を 1,032 万 6,000 円の追加をいたしております。

以上で、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第 80 号から議案第 85 号までの補正予算につきまして、ご説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 80 号ないし議案第 85 号につきましては、9 月 16 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、よってそのように決めます。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 32 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解きまして、会議を続行いたします。

---

#### 日程第 16 . 議案第 86 号 工事請負契約の変更について（三河小学校校舎耐震化工事）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 16、議案第 86 号、工事請負契約の変更について、三河小学校校舎耐震化工事を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 86 号、工事請負契約の変更について、ご説明を申し上げます。

昨年 12 月議会で、契約の承認をいただきました、三河小学校の校舎耐震化工事におきまして、外壁補修と玄関の底部分にアルミ笠木、音楽室の壁改修の追加工事となり、その工事費増による契約額の変更でございます。

契約金額 8,032 万 5,000 円税込みを、389 万 1,300 円増額し、契約金額 8,421 万 6,300 円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご承認いただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 変更額 389 万 1,300 円について、概略の、先ほど説明ありましたが、それぞれ主なものでいいんですけど、どういう物にいくら、プラスになったのか、その点、説明を加えていただけませんか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 大きな物としましては、外壁の浮き部の補修でございます。実は、設計では、主にか、建物を見て回って、目視で設計をいたします。で、実際に、外壁が、実は、ここのモルタル、コンクリの上にモルタル仕上げが、3センチなり5センチぐらいの厚みのモルタルの仕上げになっておりまして、後、正面に化粧をやるわけでございますが、実は、そのモルタルが、かなり広い面で、浮いていたということで、非常にか、危険だということで、そのモルタルと、地のコンクリートに、アンカーをか、打ち込んで、固定して、その隙間に樹脂を入れます。で、それで固定してくっ付けるという工法でございますが、これが非常にか、幅広くございまして、それが、240 万余り、その工事にかかっております。

それから、三河は、従来の、教室の空調でございますが、そこは、灯油を地下のタンクに入れて、それからボイラーのような形で空調しておりますが、この度、その学校の先生が、毎年、その、危険物の免許証を取りに行行って更新していくというような作業があったんですが、この度、オール電化をやるかということで、当初に入っていたんですけども、特に、給食室、用務員の方の所の、コンロをIHヒーターにしたこととか、先ほど、町長の説明でありました、玄関先の庇の防水加工するわけでございますが、その庇部分の一部、校舎側の上に笠木があったんですが、その笠木が老朽化しているということで、その笠木を被せました。それから、それも10何万円掛かっております。

それから、音楽室に入りましたら、あつこ3段の階段があるんですが、その床面をか、全部計画どおりに、図面どおりに床面張替えしてございましたら、一番後ろ側に棚がありまして、その棚を退けて修理する所、その棚を退けましたら、裏が全然か、壁の修理と言いますか、仕上げができていなかった部分がありまして、そうした部分も、音楽室も10万円余り、そうしたボードの下地塗装ということで、かかりました。

一部、校長室の建具が、ドアですけども、修理した段階で、あまりにもか、酷い状況だったので、校長室のドア等も替えさせていただきました。そうしたものが、主な、変更額の要因となっております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 金額で最も大きい外壁モルタルですか、浮いていたからということで、固定する。危険なので固定しましたという、それがまあ、一番大きな補正の内容という説明です。

その外壁なんですけれど、いわゆる、最初の、その耐震化工事のね、実施設計の段階では、先ほどの説明では、いわゆる目視、目で見て設計をするという説明だったんですけど

ど、その点、従来からというか、そういうふうなやり方なんですか。設計段階で、その、目で見て設計するというのは、私は、ちょっと、よく理解しがたいんですけど、その点、説明お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 設計そのものが、学校の建築時の、出来高の、出来た時の設計図面があります。その図面と、それから、耐震の設計者が実際に、その図面を基に耐震の設計をするわけですが、実際にさわってみないと、そういったのが、分からない所も、今回の場合ありました。そういう部分で、コンクリート壁、3センチ、5センチの物が上部の方で落ちたら、非常にこう危険だということで、特に、外壁部の落下防止を、早急にやっけていかなきゃ危険ということで、その工事をさせていただきました。

ですから、ある程度、その、実際に掘ったり、たたいて、はつって、そこを出してからじゃなくて、やはり、その設計ですので、目視に頼るところがあるんじゃないかなと思います。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） これは、魚崎設計事務所ですね。実施設計やったのは、300万ほどで、落札してますけども、実施設計というのは詳細設計だから、資材から、それから詳細な仕様書等をですね、これは出すというのは当たり前なんですけど、その段階で、既存の設計書と目視だけで実施設計を作ると。それで、果たして、実施設計として成立しているのかどうか。設計者としての責任、果たしているのかなというふうに思うんですけども。いや、そりゃもう実際、ろくに見てないんですけど、設計書、実施設計書作ってますというふうなことになりませんか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） こういいますね、今回、耐震補強ですけども、古い建物ですけども、改修修理というような事業というのはですね、これまでも、議員の皆さんも長年、いろいろな所で、各旧町でもやって来られたと思うんですけども、まあ、少なくとも設計書と、現場の建物を見て、当然、予算もありますけども、必要な改修箇所というのを設計をしていくわけですけどもね。特に、今回の、この耐震については、基本的には、耐震補強というのが、まず一番大きな目的です。その外壁ですけども、この、今回の剥離と言うんですか、浮きですけども、これは表面からは見えません。なかなかね。特に、こういう工事をした段階で、切ったり、耐震するために壁を一部はつったり、そういうことをするわけですけども、そういうことの中で、その浮きが出てると。これは、いわゆる、1つは施工の、あ

まり完全でない施工だったということが原因ですよね。接着が悪かったということです。ですから、そういう場合にね、これ、やはり、当然、その時に分かったことを、補強すべきことを、これはもう、変更して、施工をしておくということが当然でありますからね。これまででも、こういう、新規の、新しい建物であっても、ある程度の変更は出てきますけども、こういう補修工事、改修工事、こういう場合には、その設計で、過剰な設計はできませんから。もともと。まあ、施工をして、その中で、実際の施工の中で、分かったこと、発見できたことについては、きちっと対応していくと、そういうことでの変更ということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、西岡議員。

15番（西岡 正君） ちょっと、聞き取れなかったんですが、音楽室の関係と、その校長室の関係について、もう少し、この事業の、そのね、三河小学校の、校舎の、この耐震化工事との絡みのところだけ、ちょっと説明してもらえますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 音楽室につきましては、

〔西岡君「ちょっと、マイク、すみません」と呼ぶ〕

教育課長（福井 泉君） 音楽室につきましては、床面も全部やり直すという設計になっておりました。で、床面を、それに伴いまして、整地していったら、どうしても、ポコッと棚がある所が、これもはぐって床を整地しようということで、その棚を外したら、その壁面が、全然修理がなされてなかった。これは見苦しいで、きちっと追加で、ボードをやり直すということ、表面をはりなおしたという、そういう工事が出てまいりました。

それから、校長室の、木製の建具でございます。これは、一箇所、16万もでたんですけども、これは、直接耐震には、関係はない。僕は、ないと思っておりますが、全部、校長室、職員室から全部こう、綺麗に、壁面も新しくやり直したり、床も貼り直したりするんですが、あまりにも、その校長室のドアが傷んでいるという、この工事の中で直してないと、ドアだけ直す工事を別に発注できないという、そうした、工事を進めていく中で、細々した内容のものを、この際に、やって欲しいというような学校の依頼も、時々出てくる場合があります。軽微なもので、そうしたものを含めて、精査をさせていただいております。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、西岡君。

15 番（西岡 正君） いや、思うとんはね、契約の目的の工事の分と、言ってることの、その事業の内容と、こっちの内容が関係がないのに、くっ付けたような、そういう疑いがあるような感じがしたんです。だったら、別に、これにくっつけなくっても、別に入札ができなかったか。そういう判断が、僕がしたものですから、それで、お尋ねしました。

その今回の工事に、それも含めてやらないと、非常にしにくい。そういう支障を来たすということであれば、了解ですけども、最初聞いただけでは、何か、全然違うものを、なんでここへ持ってきておるんかなと。だったら、別に入札すりやすむことやのになという感じがしたものですから、お尋ねしたんです。分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） この 400 万ほどというのは、全て、後で、分かったものなんということであえんやね。後で、分かったもんいうことは、なんか後で、何か、例えばね、音楽室の床面を全部外す。これは、もしかしたら前から分かっておったん違うかっていう気がするわけよ。ねっ。校長室の棚を外す。もしかして、ああ、棚じゃない。棚は、音楽室か。外したら、そこがどうの。棚を外すということが、前から分かっておったんか。ほんなら、業者だってね、この魚崎という設計者、初めてじゃないんだったら、こういうことはあり得るといのは、普通、考えるん違うんか。

目視で、モルタルが外れとんが、こんだけしか分からへなんだ。そりゃ、僕が言うのは分かる。あんた、プロだろって。お金もろてしたん違うんかい。あんたの設計のあれによって、金額が、全然、後々違ってくるようだったら、あんたの、お前、実施設計、ええ加減なもんやないかと。今度から、そんなええ加減などこ使うんかいて。

ただ、どうしてもやりよう時に、こりゃ不備やというのが出て来た場合に、それは、当然、補正としてやるんはええがな。これは不備やと、どうしても、ここに問題生じた。どう見ても最初から分からなんだ。問題が生じたと言うのであるんなら、ええけど。モルタルがはぐれよんが、思うとったより広がったって。それだったら、もうちょっと、きちっと見ておかなあかんはな。どんな見方しとんなって。音楽室の床外して、棚はぐしたら、ずれとったって、ようなかったって。

そんなもん、そりゃ、ちょっと聞くけど、もういっぺん、音楽室の床は、もう前からはぐるいうて決まっておったわけ。それとも、後でなったわけ。その耐震とは、あんまり関係ないと思うんだけど。ちょっと、そこらへん聞かせて。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 音楽室の場合は、床は、やりかえることになってました。たまたま、その床をやっている時に、その棚があって、その棚を退けて、床もしようとしたら、その棚の裏の壁面も、全然こう、されてなかったということ。

それから、外壁等の、たくさんこう、クラックが入っておりまして、そのクラックも埋めようということでの、計画、設計があったわけでございますが、そうしたものは、減額

となって、そうしたものを、外壁の浮き部の修復に充てるという、精査をしていっております。

ですから、新たな工事によって、精査して、この工事は兼ねてやることになるから、そういったものは、クラックを埋める工事は止めて、もう全面的に、浮き部になった所を止めていく作業、それが、金額がたくさん、高額になったわけですが、やはりその、学校側にしましても、設計はしましても、本当に耐震だけで済まない場合があります。やっぱり、それと合わせて、学校の壁も、きちっと塗りなおしたりとか、もう普通だったら、もうプレスだけ入れたら、もうそれで、済みみたいなもんですけれども、やはり、それに伴いまして、最低必要な工事は、行うような設計には、なっております。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） もう、何にも、ペケボンのあれだけしてええと言うとうわけ違うんや。だけど、それが、前からきちっと分かっているようなことで、ねっ、音楽室を、どうのこうのいうて、分かっているようなことだったら、元から、その実施設計の中で、出て来ておかなあかんだらうって。出て来ておいたら、補正で、こんなことすることないだらうって。その出て来ておった中で、入札をせなあかんことやろって。そういうのを省いた中で、入札して、ここの業者が取りましたって、ねっ、それで、後で、こんだけ乗せましたって、それは違うだらうって。最初から、それだけのもんが出てこなあかんやろうと。普通、一般の民間だったら、多分、ほな、後で、こんだけや思うとったん、こんだけになりましたって言うたら、お前とこの責任じゃって言うわな。絶対。お前とこが見なんだん、お前が悪いんやって。僕、うちの家、例えば、直す言うて来たら、ここで、後で、ちょっとおかしかったんじゃって、言うたって、何言うтонやと。お前見たらうと。お前見て、決めた金額だったら、お前の範疇やないか。お前、見てなかった、お前が悪いんや。俺、言うよ。

多分、課長でも自分の家だったら言うで。多分、町長でも言う思うわ。あんた、お前見たやろって。それを、これだけ400万も、これだけじゃないんや。後、見よったから、お前、酷いの600万もなる。こんな、ええ加減な実施設計で、後々、金額、ポンポン、ポンポン上がりよったら、最初の実施設計が、何なんやいう話なんです。

それで、認めたって、議会が認めましたって言うたって、議会が認めたんは、今回だったら、8,000万の話やろ。後で、ポンポン、ポンポン上げられよって、いや、もう追加やで、しゃあない、しゃあない言われよったんでは、これは、あまりにも、ちょっと、この設計業者、魚崎さんにも、責任持ってもらわなあかんの違うん。あんたの設計で、こんだけ上がったんやから、魚崎さん、あんた見いって。僕は、それは、当たり前だと思うけど、どうですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど、言いましたようにですね、こういう改修工事というのは、設計を精査して、全て、設計にお金を掛けて、やれば、かなり精度が上がってくるかもしれませんが、100パーセントは見れません。やっぱりやりながら、その状況を見て、

判断すべきところは、やっぱり追加の工事って、何も、無駄な工事をしているわけじゃないんでね、必要な工事をやっていくわけです。

〔山本君「そないなこと言いよれへん」と呼ぶ〕

町長（庵道典章君） いやいや、ですから、これまででも、どこの、今までの旧町で、それぞれやってた事業でも、こういう改修工事なんかで、全く設計変更なしでね、逆にやってること自体が、僕は、もし、そういうふうなんだったら、それは、もう設計どおりやってたらいんだということでは、かえって、その、十分な施工はできてないと思います。

ですから、きっと、それまで、これまでのも、たくさんの工事も、こういう工事やってますけどもね、必ず、そういう、実際に実施、施工をしながら、現地を見て、現場に必要なことは、変更していくという、そういうやり方というのは、これはもう、施工のやっていく上では、当然のことだと、私は、思っております。

そこで、その二重のこと、無駄なことをしているんだったら、それは、問題がありますけどね、やり方としては、こういうやり方というのは、私は、別に、不適切な問題ではないというふうに思ってます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本議員。

10番（山本幹雄君） 誰も無駄なことなんか言うてません。で、各町においても、旧町においても、こういうことがなかったかと言うたら、なかったとは、言いません。そやけども、今回、見よったら、額が多すぎるということ。そこが問題や言うтонです。多少は、どうしても出てくるのは、そこらへんは、仕方がないだろうけども、今回、額が多すぎるだろうというとうわけ。これ5パーセントに当たるわね。8,000万の内、400万とか言うたら。そういうふうな形で、額が多すぎたら、もうちょっとこう、真剣に実施設計もしてもらわなあかんし。本当に、例えば、これ魚崎さんじゃのうて、別の設計業者が、実施設計しておったら、もうちょっときちっと見ておったかも分からん。いう話だろうと僕は言いようわけ。

だから、何も無駄なことをしようとか、無駄なことをしてないとか言うтон違うんや。そんなこと、何も言うてないんです。必要なものは、必要で、きちっとせなあかん。だけど、ほんまに必要だったんなら、もうちょっと、きちっとした実施設計の中で、分かっておったん違うんかって。魚崎さんが、それは、手抜かりがあったん違うかと。もうちょっと、見るんだったら、きちっと見る。そういうとこにやってもらわなんだら、1回出て来たあれが、全て、400万も、お前、次だったら、多いところだったら、600万も違うような実施設計やられよったんでは、あてになれへんのや。そういう話になってしまうから、もうちょっと、きちっとしたもん出してくれと。

多少、ああ、これ、さっきも言うたけどね、これは、しゃあないなと。これは、そうやなというんなら、あれやけど、モルタルが、思うとったより広がったって、それだったら、最初から、きちっと見ておけて、こう、言いたくなる。

だから、今回、これは、それでしゃあないんかも分からんけども、もうちょっと、こう、魚崎さんにも、きちっとした設計してもらわんと、いかんのん違うかなということだけ言わしてもらいます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、確認させていただきます。

今、山本議員も指摘してましたけれども、これは、施工業者というよりも、実施設計業者がどうだったかという点がね、やっぱり問題になるというふうに思うんです。

で、この魚崎設計事務所が、昨年 6 月でしたかね、入札で落札したのは。設計の場合、入札の場合は、予定価格はあるけど、最低制限価格がないということで、かなり低い価格でね、落札されてますわ。

で、そういう中で、伺いたいんですが、この設計、実施設計の入札の中でね、そういった問題は、目視でいいというようなことになっておるのかどうかね。それが 1 点。

それから、今、課長の話伺ったら、モルタルのクラックがたくさんあったと。ひび割れですね。ひび割れに対して、埋めるだけの実施設計だったと。ひび割れは、なぜできているかというようなことを、当然、実施設計の中ではね、普通は、考えるべき内容じゃないかというように考えるんだけど、その入札自体が、そのような入札基準であったと、目視で OK ということは、断言できますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） まあ、目視、当然、現場を見て、見ただけで、何も、そのままじゃ、きちんとかう図面見て、箇所を、それなりにこう、点検はされていると思います。

外壁にしても、たくさんあったわけで、クラックが、たくさんは入っていたわけじゃないんですけれども、外壁のクラックについては、12 万程度の予算が置いてありました。ですから、目に付いた所とか、そうした所は、チェックされて、そういう工事にも入ったと思います。目視のみに頼るとか、そういうものじゃないと思っております。現場は、見られておると思います。

それから、入札基準、入札基準につきましては、ちょっと分かりません。

すいません。入札基準のこと、どう。鍋島議員、すいませんが、入札基準が、どうなっているかということですか。

16 番（鍋島裕文君） いや、だから、その、実施設計する場合にね、これ指名競争入札ですよ。

教育課長（福井 泉君） そうです。

16 番（鍋島裕文君） ねっ。当然、入札の基準を示さないと、入札できないわけですから、三河小学校の、耐震構造、内容については、どうのこうのというような基準があると思います。その中に、目視でいいというようなね、そういう基準になっておるかどうかを聞きよるんです。今、目視で OK ということらしいから。

教育課長（福井 泉君）　　そういうものは、ございません。

議長（矢内作夫君）　　はい、他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、松尾君。

6番（松尾文雄君）　　まあまあ、今、この86号は、いわゆる耐震工事の部分なんですけども、同じように、89号で、大規模改修が出ているんですよ。そやから、先ほど言われたようなことが、逆にあるとすれば、なぜ、この大規模改修の方に、予算を入れなかったのかな。今、いう、用途が、ちょっと違うでしょというところがある。

その、いわゆる同じ学校で、耐震と大規模改修とやっているわけやから、そこらがね、もうひとつ理解できてないんですよ。僕自身の中で。大規模改修の中に入れてもいいやつが、何で、耐震に入っているんやという部分もありますし、これ、同じ三河小学校という部分があるんで、そこらが、なかなか現場の方のイメージも十分沸かないし、理解はできないんやけど、そやから、そこらの関係がね、どうなっているのかな。

例えば、先ほど、言われた、音楽室の床の張替えなんか、大規模改修に、当初から入れておきゃ、問題ないことだし。いわゆる、先ほど、言われた校長室の云々につきましても、課長言われたように、これは、耐震とは直接的には、関係ないということをおもわれておるんだったら、なぜ、こちらの方に挙げられなかったかな。

そこらの住み分けが、もうひとつ理解できてないんですけど、そこらも含めて、ちょっと説明いただいたら。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君）　　この耐震化工事につきましては、向かって、右側の古い方の校舎になります。

で、それを耐震の、その診断を受けて、工事に入らせていただいたわけですが、今年、発注させていただきました、新校舎の方につきましては、耐震ではなくて、大規模改修ということで、耐震の工事内容とはなっておりません。学校、教室とか、外壁とか、そうした部分の工事が主な物となっております、まあ、工事を分けてやっております。いっきにすることが、なかなか、学校の休みがこう、限られておまして、通してできないということで、どうしてもその、2期に、全校舎を長期間にわたって、工事をするわけにいかないということで、どうしても、休み期間を利用しての工事ということで、耐震と、それから、新しい校舎の大規模の改修ということで、工事を住み分けさせていただいております。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、町長。

町長（庵道典章君）　　これまでもですね、耐震工事も行っている、上月の小学校なんかも

やりましたけども、その時にね、当然、耐震だけではなくって、いわゆる改修工事ですね、それも合わせて、当然、実施をする。そういう形でやっております。

ですから、今回は、三河小学校の場合は、先ほど、課長言いましたように、校舎が2校舎あって、耐震が必要な所については、耐震工事として、中の改修工事も含めて、外壁なんかの、そういう補修も一緒に、同時にやってきたと。名前は、耐震ということでやっておりますけれども、改修も入っているということです。

議長（矢内作夫君） あのお昼が来たんですけれども、この86号、議案第86号だけ済ましたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。  
他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） たまたま、今回、両方出ているからね、余計不思議に思うわけですよ。片方、耐震であるのに、片方は、大規模。今言う、そこだけを、今、言われるように、耐震の中で、いわゆる、ある程度、そこも直していかなあかんのですよ言うのは、分かるよ。ただ、今回、両方挙がっているんで、そやから、そこらが、ちょっと理解しにくいところがあるというだけのもんで、そりゃ、工事としては、当然、そういうふうなことも、やっていくというのは、分かるんですけどもね、ただ、こういうふうな、契約の目的だけ見たら、三河小学校の校舎ということになれば、両方とも一緒のもんや思うてまいりますからね。

〔町長「2期に分けてやっただけです」と呼ぶ〕

6番（松尾文雄君） そやから、その、まあまあ、提案の仕方も、いろいろあるかと思うんですけども、そやから、この際、まあ、どっちがどうか、よう分からんけども、非常にこう、同時に、こういうふうな格好で、変更が出るということに対して、そやから、片方は、耐震で挙がっている。片方は、いわゆる大規模で挙がっている。そこの住み分けがね、まあまあ、僕だけが、ちょっとよう理解しておらんような雰囲気かもしれせんけども、何か、ちょっと違うんと違うかなというふうな、やっぱり、もうちょっと、分かりやすくしていただいた方が、ありがたいかな。

そやから、いわゆる大規模で、今回、たまたま、同じとこで、同じような工期でやっておるわけですから、大規模の改修の方で、挙げておけば、何ら問題がないような事業が、耐震の方で挙がって来るといふふうなところがあって、ちょっと、変更の部分で、おかしいところがあるかなと思うんです。

まあその、建物が違う云々ということは、ありますけども、こちらとしては、三河小学校いうたら、皆、一体物に考えてますからね。そやから、行政サイドとしては、その、右と左、AとBというように言われるかもしれませんが、ここに挙がっているのは、あくまで三河小学校の校舎ですから、2つあっても、3つあっても一緒ですからね、そやから、そこの住み分けを綺麗にしていいただいたら、良かったかなというふうには思うんですけども、まあまあ、どう言うてええか、よう分からんけども。

とりあえず、もうちょっと、特に、こういうふうな同じ時に、同じように挙がってくるということに関しては、もうちょっと、分かりやすくしていただいたらありがたいというこ

とですよ。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。松尾君、それで、よろしいね。

6 番（松尾文雄君） うん。いいですよ。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行ないます。まず、原案に反対討論の方ありますか。ないようですので、次に、賛成討論。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第 86 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行ないます。議案第 86 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手全員です。よって議案第 86 号、工事請負契約の変更に  
ついて、三河小学校校舎耐震化工事は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のために休憩をいたします。それでは、1 時 15 分再開ということをお願い  
します。

午後 0 0 時 0 5 分 休憩

午後 0 1 時 1 5 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩を解き、会議を続行いたします。

山本議員の場合、ちょっと遅れるいうて聞いておるんです。はい。

初めに、福井教育課長から、午前中の質問の答弁をさせてもらいたいということ  
です。課長。

教育課長（福井 泉君） 午前中に、教育委員会評価のところ、実は、鍋島議員からご質問  
のございました、就学援助の関係でございますが、小学校全体では、就学援助の対象者は、  
46 名でございます、パーセントにしましたら、全小学生の中のパーセントでは、4.95  
パーセントが対象となっております。

それから、中学校が 30 名で、6.05 パーセントという、受給対象ということになって  
おります。

以上です。

---

日程第 17．議案第 87 号 工事請負契約の変更について（幕山小学校校舎耐震化補強工事）

議長（矢内作夫君） それでは、続いて日程第 17、議案第 87 号、工事請負契約の変更に

ついて、幕山小学校校舎耐震化補強工事を議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 先ほどのですね、三河小学校の、同じ工事請負契約の変更契約についての説明の中で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条というふうに、私は言ったと思いますけども、こういうふうに、間違っ、説明をしました。これは、2条の規定によりということでございます。訂正をさせていただきます。それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第87号、工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

6月議会で、契約の承認をいただいた、幕山小学校の校舎耐震化補強工事におきまして、屋内消火栓の起動回路、自火報配線等、現行法令に不適合を認め追加工事となり、また、アスファルト・オーバーレイ部分で路盤がぬかるみ安定しないために、舗装撤去し、新規に路盤とアスファルト舗装をすることになり、その工事費増による契約額の変更でございます。

契約金額8,032万5,000円を、296万5,200円増額し、契約金額8,329万200円、税込みに変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認いただきますように、お願い申し上げます、説明といたします。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第87号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まず、今、提案説明ありましたように、変更内容の中で、消火栓工事、それからまた、水道管の漏水等があるみたいですが、仮にそうだとした場合に、消火栓や水道管の漏水というようなことは、この教育費の対応じゃなくて、水道事業所の対応になるんじゃないかということからしたら、そういった内容が、この変更になるかどうかね。そのあたりは、どのように考えておられますか。

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 実は、水周りのことですが、これは、実は、自火報の配線の入替えとか、それから屋内消火栓の押しボタンの起動回路。それから、自火報の発信機の入替え等でございます。

実は、自火報のエンジン起動がなかったということです。それと水圧が、当然、上がらないということで、消防検査がありますので、合わせて、その場での現行法に適合するようということで、自火報等の取替えを行いました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 自火報（聴取不能）と、何か、水道管自体の漏水というようなことが、あったんじゃないですか。それを、この工事費で対応されたということがないのかどうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） それは、アスファルトのオーバーレイの施工部分で、実は、あそこを登った突き当たりの、いつも給食配送車が止まって、コンテナを降ろす場所でございますが、そこは、常にこう、へっこんで、いつもこう、水が溜まって困るということ、を、常々聞いておりました、オーバーレイで修繕しようということでしたんですけども、それを一部めくってみましたら、下が、地盤そのものが、じゅくじゅくでございます、それで、それを見てましたら、ずっと下に、こう、水道の管が入ってありました。その管を、まず直して、地盤から改良してということで、かなりこう、広い、登り口の上があった所ぐらいまで、地盤が緩んでいたということで、地盤改良から、施工させていただいたということで、その部分、合わせて、水道工事と言いますか、水漏れがあったということも、その場で、分かりまして、で、その管の接続等も修理しました。そういう関係で、今日、先ほど、町長が説明した工事費になったわけでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

それでは、他に、質疑ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。ただ今、議題となっております議案第 87 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、議案第 87 号、工事請負契約の変更について、幕山小学校校舎耐震化補強工事は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 18 . 議案第 88 号 工事請負契約の変更について（久崎小学校校舎耐震化補強工事）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 18、議案第 88 号、工事請負契約の変更について、久崎小学校校舎耐震化補強工事を議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 88 号、工事請負契約の変更

について、ご説明申し上げます。

幕山小学校と共に6月議会において、契約のご承認をいただいた久崎小学校校舎耐震化補強工事におきまして、1階、耐震補強部分において、地中梁、基礎梁が当初図面の間違いにより、1メートル20センチも深い位置にあり、構造変更、施工変更が必要となり、地中梁からの増し打ちコンクリート量や、補強筋の増強、掘り方、屋外附帯部分の撤去などの追加と、また、トップライト廻りの防水改修で下地の損傷による、下地処理などが主な追加工事となり、その工事費増による契約額の変更でございます。

契約金額6,772万5,000円を、570万2,550円増額し、契約金額7,342万7,550円、消費税込みに変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いし、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第88号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） あの、1階のんで、何か、当初間違いがあって、1メートル50ほど違うみたいな話の中があるんだけど、この間違いというのは、何が間違いだったん。と言うのは、当初の実施設計が間違えておったのか、何が、間違えておったんや。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 多分、当時ですね、きちっとしたボーリング調査をせずに、実施設計をされたのかなというふうに、私は、推測をします。

それで、実際に建物を施工する時にですね、掘り方をして、実際の支持地盤、硬い地盤までですね、その基礎を定着させなきゃいけないんですけども、そのとおりにはならない。1メートル20センチも深く掘って定着をするという形で、施工されておりました。

しかし、こういう変更はね、ボーリング調査をしておらなければ出てくるわけで、その時に、当然、その時の責任者として、図面、変更したものを、完成図面として作り直してこないかんわけですね。それができてない。そのままの、当時の設計のまま、施工図、完成図が保管されておったということです。それでもって、当然、今回の補強工事についての設計は、するわけです。現実掘ってみると、全然、地中梁が出てこない。で、もう地中梁がないんじゃないかなというふうに言われましたけれども、そんなはずがないということで、もっと掘らしたわけです。そうすると、1メートル20も下に、地中梁があった。それを、その変更するのに、そこまで、地中梁を、また、高くまで打ち上げて来なければ、施工ができないというようなことになりました。そういうことで、非常に大きな変更となっております。

これは、当時の上月町時代の担当者、責任者、それぞれが、きちっとしたものができて

ないと。そういうこと責任ですけれども、今、それを言うてもしょうがない。これは、きちっと、それに合わせた施工をしたわけです。

〔山本君「人の責任に持って行くんや。よう言うな」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） ほな、これは、作った時の間違いの図面のまましたから、間違いやったということやね。

〔町長「当然そうです」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） その時に、こう、あれとしては、そういうことも見んと、図面のまの上において、実施設計して違っておったという話やね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、常識で考えてもらったら分かるんですけども、そんな深さ、どこにあるかということやね、調査をしてみると、調査するためには、これを掘って、工事をしないとできないわけですよ。

工事をして、実際に掘ってみて、初めて分かることで、新しいね、建物を作るのであれば、ボーリング調査をして、支持地盤がどんなという、深さを出しますけども、そうではない工事に、こういう改修工事や補強工事っていうのは、そういうやり方をせざるを得んと。だから、こういう場合にも、やはり現地を見て、それによって、適正な、やっぱり変更をして、実施、施工をしていくと。それによっての変更工事というのは、出てくるということで、それは、もう全ての工事において、ご理解いただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 88 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議ないと認めます。よって、議案第 88 号、工事請負契約の変更について、久崎小学校校舎耐震化補強工事は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 19 . 議案第 89 号 工事請負契約の変更について (三河小学校校舎大規模改造工事)

議長 (矢内作夫君) 続いて日程第 19、議案第 89 号、工事請負契約の変更について、三河小学校校舎大規模改造工事を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長 (庵途典章君) ただ今、上程をさせていただきました議案第 89 号、工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

三河小学校の校舎大規模改造工事につきましても、本年 6 月議会において、契約のご承認をいただきましたが、玄関前の階段にスロープを整備した際、一部に危険箇所があり、落下防止柵の設置と、校舎屋根の笠木の新設、キュービクル設置のため鳥小屋の撤去など、工事の追加が出て参りました。その工事費増による契約額の変更であります。

契約金額 7,192 万 5,000 円を、119 万 1,750 円増額し、契約金額 7,311 万 6,750 円、税込みに変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認いただきますように、お願い申し上げます、説明といたします。

議長 (矢内作夫君) はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

これより、質疑に入りますが、議案第 89 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長 (矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 89 号は、会議規則第 37 条の規定により総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (矢内作夫君) はい、異議ないと認めます。よって、議案第 89 号、工事請負契約の変更について、三河小学校校舎大規模改造工事は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 20 . 認定第 1 号 平成 21 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21 . 認定第 2 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 22 . 認定第 3 号 平成 21 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 23 . 認定第 4 号 平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 24 . 認定第 5 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 25 . 認定第 6 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 26 . 認定第 7 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 27 . 認定第 8 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 28 . 認定第 9 号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 29 . 認定第 10 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 30 . 認定第 11 号 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 31 . 認定第 12 号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 32 . 認定第 13 号 平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 33 . 認定第 14 号 平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 34 . 認定第 15 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 35 . 認定第 16 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 20 に入ります。

日程第 20 ないし日程第 35 については、一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

認定第 1 号、平成 21 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 2 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 3 号、平成 21 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 4 号、平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 5 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 6 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 7 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 8 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 9 号、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 10 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 11 号、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 12 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 13 号、平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 14 号、平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 15 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 16 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを、一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました認定第1号から認定第16号までの平成21年度佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括議題とされましたので、順次、ご説明を申し上げます。非常に長くなりますけれども、どうぞ、よろしく願いいたします。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて、関係書類を提出し、議会の認定を賜りたいと存じますので、十分ご審議いただきませう、お願い申し上げます。

それでは、認定第1号、平成21年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。

金額につきまして一般会計は、千円単位で申し上げます。

一般会計の歳入総額は174億5,310万5,000円、歳出総額170億5,124万8,000円、歳入歳出差引額4億185万7,000円で、翌年度に繰り越すべき財源が3億629万1,000円でございますので、実質収支額は9,556万6,000円でございます。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を4,800万円といたしております。歳入歳出額ともに前年度に比べて、大幅に増加しておりますが、平成21年台風第9号に係る災害関連経費の支出と、国の景気対策に伴う臨時交付金事業の実施が、その要因でございます。歳出ベースで金額を申し上げますと、災害関連経費が約32億円、臨時交付金事業費が約18億円、合わせて50億円を超える臨時的経費が含まれているわけでございます。

それでは歳入の中身につきまして、款別の収入済額、収入済額合計に対する割合等を報告をいたします。

町税は、23億1,758万5,000円で、歳入に占める割合は13.3パーセント。

譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からのルールに基づきまして交付されません。

地方譲与税1億6,115万9,000円で0.9パーセント、利子割交付金は859万2,000円で0.1パーセント、配当割交付金は417万1,000円、株式譲渡所得割交付金は168万9,000円、地方消費税交付金は1億9,107万8,000円で1.1パーセント、ゴルフ場利用税交付金は8,095万2,000円で0.5パーセント、自動車取得税交付金は6,102万1,000円で0.4パーセントでございます。

地方特例交付金は、3,466万3,000円で0.2パーセント、地方交付税は71億1,946万4,000円で40.8パーセント、その内、特別交付税が19億9,630万円、交通安全対策特別交付金は478万3,000円となっております。

分担金及び負担金は、1億2,478万円で0.7パーセント。その主なものは、土地改良事業分担金、児童福祉施設費負担金や老人保護措置費施設費負担金などでございます。

使用料及び手数料は、2億5,096万3,000円で1.4パーセント。その主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料などでございます。

国庫支出金は、21億4,106万2,000円で12.3パーセント。その主なものとして、児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、災害関係で、公共土木施設災害復旧費負担金、公立学校施設災害復旧費負担金、更には、コミプラの下水道施設、都市施設等、河川等、公営住宅災害復旧事業費補助金、災害廃棄物等処理事業費補助金。また、国の景気対策関連では、地域活性化・生活対策臨時交付金、定額給付金及び子育て応援特別手当支給に係る補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公

共投資臨時交付金などを受け入れております。

県支出金は、13億5,577万4,000円で7.8パーセント。その主なものは、児童手当負担金、国保及び後期高齢者医療にかかる保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、災害関係では、災害救助費交付金、児童福祉施設、障害福祉施設、老人福祉施設災害復旧事業費補助金、現年発生農林災害復旧費補助金。国の景気対策関連としては、緊急雇用創出補助事業補助金、ふるさと雇用再生基金事業補助金などがございます。

財産収入は、9,071万2,000円で0.5パーセント。その主なものは、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子等、土地等の売払い代金などでございます。

寄附金は、2億1,130万8,000円で1.2パーセント。これは、全国各地から、ちょうどいいいたしました災害義援金と、災害関係指定寄附金が主なものでございます。

繰入金は、10億268万9,000円で5.8パーセント。内訳は、特別会計からの繰入金と基金繰入金で、うち財政調整基金につきましては9億6,951万6,000円を繰り入れております。

繰越金は、5,262万1,000円、0.3パーセントでございます。

諸収入は、4億2,529万7,000円で2.4パーセント。平成21年度につきましては、県市町村振興協会市町交付金、公用車災害給付金、町有建物災害等共済金などにおいて災害関係の臨時的収入があり、雑入が大幅に増加をいたしております。

町債は、18億1,274万3,000円で10.4パーセント。その内訳は、臨時財政対策債6億3,994万3,000円、過疎対策事業債4,280万円、合併特例事業債8億2,860万円、その他1億7,150万円、災害関係では、災害復旧事業債9,840万円、歳入欠かん債3,150万円となっております。

次に、歳出ですが、人件費関係は省略させていただきまして、歳入と同様、款別の支出額とその割合、主な事業等についてのご説明を申し上げます。

議会費では、1億3,272万3,000円、歳出総額に占める割合は0.8パーセントで、主な事業は、議会だよりの発行、さようチャンネルでの議会中継の開始、各常任委員会の所管事務調査などでございます。

総務費は、34億9,131万9,000円で20.5パーセント。主な事業といたしまして、地域活性化・生活対策事業費で16の事業を、地域活性化・経済危機対策事業費では49の事業を、合併体制整備事業費では、石井地域づくりセンター整備事業、固定資産税課税資料統一整備事業などを実施。企画費では、コミュニティバスの運行を開始。まちづくり推進費では、合併以来、住民と行政の協働による自立したまちづくりを推進するため、地域づくり協議会等への活動助成などを行っております。災害関連経費といたしましては、12月6日の追悼式開催経費、自治集会所及びコミュニティ広場災害復旧費助成金がございます。

民生費は、38億3,148万5,000円で22.5パーセント。主な事業は、社会福祉費では、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、敬老事業助成事業、老人クラブ助成事業、老人医療費助成事業、老人保護措置事業、長寿祝金支給事業、障害者医療費助成、障害福祉サービス費給付事業などでございます。児童福祉費では、児童手当支給事業、乳幼児等・母子家庭等医療費助成、保育園の運営、佐用保育園・子育て支援センター建設事業などが、主なものでございます。民生費の災害関連経費は、災害救助費に集約されているわけですが、食糧費を中心とした避難所運営経費、行方不明者捜索経費、住宅応急修理工事費、災害見舞金、被災者生活再建支援金などでございます。

衛生費は、15億2,696万6,000円で9.0パーセント。主な事業は、保健衛生費では、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種健診などを行う保健事業、インフルエンザ対策などの予防接種事業、妊婦健康診査補助などを行う母子保健事業でございます。清掃費では、

クリーンセンター、衛生公苑、コミュニティプラントの施設管理事業が主なものでございます。災害関連経費は、災害廃棄物処理費、心のケア・アンケート実施経費、簡易水道事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計への減収補てん繰出金でございます。

農林水産業費は、7億5,524万2,000円で4.4パーセント。主な事業は、農業費で、農作物特産定着化対策事業、中山間地域等直接支払推進事業、地域農業再生対策事業、農業の担い手育成奨励事業などの農業振興関係事業を。農地関係では、町単独土地改良事業、県営ため池事業、県営経営体育成基盤整備事業、県営農業水利施設保全対策事業、農地・水・環境保全向上活動支援事業、団体営ため池等整備事業、中山間地域総合整備事業などを実施いたしております。地籍調査事業は、16地区、25.89平方キロメートルの調査実績でございます。林業関係では、町行造林保育事業、有害鳥獣駆除活動助成事業、町単独間伐事業、森林整備地域活動支援事業、緊急防災林整備事業、治山事業などを実施しております。

商工費は、1億4,761万6,000円で0.9パーセント。主な事業といたしましては、空き家実態調査、商工業振興策としての郡経営者協会助成金及び町商工会助成金。観光関係では、町観光協会補助金や、西はりま天文台公園特別会計及び笹ヶ丘荘特別会計への繰出金のほか、ふるさと雇用再生事業による、道の駅平福における集客力アップを図っております。

土木費は7億8,648万6,000円で4.6パーセント。主な事業といたしましては、土木管理費では、弦谷・須山・大向・三ツ尾地区の急傾斜地崩壊対策事業を、道路橋梁費では、道路台帳整備事業、道路維持修繕事業、道路改良事業及び交通安全施設整備事業を、河川費では、河川整備維持事業などを実施をいたしております。都市計画費及び下水道費は、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。住宅費では、公営住宅の通常管理事業のほか、雇用促進住宅の購入を行っております。土木費の災害関連経費は、特定環境保全公共下水道事業特別会計への減収補てん繰出金でございます。

消防費は、5億2,912万円で3.1パーセント。常備消防及び非常備消防関係経費が主なものでございます。災害関連経費といたしましては、災害復興計画検討委員会及び災害検証委員会の開催経費、災害復興計画の策定委託料などでございます。

教育費は、9億3,840万4,000円で5.5パーセント。主な事業は、教育総務費で、適応指導教室の運営、私立幼稚園振興助成事業、国際理解教育推進事業、特別支援教育推進事業、小学校費及び中学校費では、通常の学校管理・教育振興・通学対策事業のほか、佐用中学校江川線スクールバスの購入などでございます。社会教育費では、平成21年度から青少年育成センターの運営を開始。その他の主な事業は、子育て学習センターの運営、高年大学の運営、障害者学級の開催、子ども創作支援事業、人権啓発事業、ひょうご放課後プラン事業、学校支援地域本部事業、図書館等社会教育施設の管理運営事業などでございます。保健体育費では、スポーツ振興策としての体育協会補助金及びマラソン大会運営助成金、スポーツ公園・体育館などの社会体育施設の管理運営事業、給食施設運営事業が主な事業でございます。

災害復旧費は、16億7,744万4,000円で9.8パーセント。一般会計における災害関連経費約32億円の半分以上を占めております。この内訳でございますが、民生施設、衛生施設、農林水産施設、公共土木施設、公営住宅、学校教育施設、社会教育施設、庁舎等、そして消防防災施設、これらの9種類の施設の災害復旧事業費が14億8,997万円。公営企業災害復旧費が1億8,747万4,000円でございます。

公債費は、21億8,586万5,000円、12.8パーセントでございます。

諸支出金は、10億4,857万8,000円で6.2パーセント。公営企業費及び基金費でござい

ます。基金費のうち、財政調整基金積立金は、9億6,365万1,000円。諸支出金の災害関連経費といたしましては、水道事業会計への減収補てん繰入金、災害遺児等修学・生活支援基金積立金でございます。

以上で、一般会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第2号、国民健康保険特別会計決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出の概要を申し上げます。

歳入につきましては、予算現額21億8,006万7,000円に対し、調定額は、22億4,990万1,097円で、収入済額は、21億8,034万1,588円、不納欠損額264万1,284円、収入未済額は6,691万8,225円、予算現額と収入済額との比較は、27万4,588円となります。

歳出では、予算現額に対し、支出済額は、21億8,004万2,621円、不用額は2万4,379円でございます。

歳入歳出差引残額29万8,967円で、これを次年度に繰り越しをいたします。

財産に関する調書の基金では、本年度中増減額は、26万9,192円の増で、21年度末残高は4,420万3,867円であります。

それでは、事項別明細書、歳入より説明をいたします。

国民健康保険税は、一般被保険者分及び退職被保険者等分の現年度分は、調定額3億6,468万7,700円に対して、収入済額は3億4,777万4,000円、収入未済額は1,691万3,700円で、収納率は約95.4パーセントでございます。滞納分につきましては、調定額6,072万6,799円に対し、収入額は808万990円、収納率は約13.3パーセントとなります。

国庫支出金は、療養給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分の国庫負担金及び国庫補助金の普通及び特別調整交付金、高齢者医療制度円滑運営費補助金等で、合計5億2,335万1,144円であります。

療養給付費等交付金の1億868万円は、退職被保険者等にかかる医療給付費交付金であります。

前期高齢者交付金の6億4,274万2,303円は、前期高齢者にかかる医療給付費交付金であります。

県支出金の9,104万6,105円は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、保険事業補助金、財政調整交付金でございます。

共同事業交付金の2億8,380万5,580円は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金でございます。

繰入金の一般会計繰入金は、ル・ルに基づき一般会計から繰り入れを受けるもので、合計1億6,037万8,521円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

総務費につきましては、職員にかかる人件費関係及び事務的経費であります。

保険給付費の療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費及び療養費等で、合計14億1,423万2,690円あります。高額療養費は、一般被保険者分と退職被保険者分の合計で1億6,256万3,165円となります。出産育児諸費は15件、葬祭諸費は57件です。

後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金が2億3,140万418円、事務費拠出金が3万1,487円あります。

前期高齢者納付金等は、前期高齢者納付金が62万9,766円、事務費拠出金が2万8,286円あります。

老人保健拠出金は、事務費拠出金が2万973円あります。

介護納付金は、8,327万5,600円でございます。

共同事業拠出金は、高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金、合わせて2億1,729万6,581円であります。

保健事業費は、特定健康診査等事業費と保健衛生普及費、合わせて717万6,652円あります。

諸支出金は、療養給付費交付金過年度分の返還金974万193円、退職者医療交付金返還金552万1,933円が主なものでございます。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明といたします。

続いて、認定第3号、老人保健特別会計決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されたことにより、現在、老人保健制度は廃止されております。そのため本会計では、平成20年3月診療分以前の医療費で、過誤として後日精算となったものの調整、過年度の負担金及び補助金の精算、第三者行為による損害賠償金の入金による調整などが主な内容となっております。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額1,509万3,000円に対し、調定額、収入済額及び執行額ともに1,503万795円となりました。

まず、歳入よりご説明いたします。歳入のうち支払基金交付金は1万5,000円で、国庫支出金では、平成20年度の過年度分の精算金として、384万8,932円となりました。繰入金は、ルールに基づく町の負担分で、一般会計からの繰入金として287万4,927円となっております。また、第三者行為による損害賠償金として701万2,647円。その他の雑入は、医療機関等からの過誤調整による入金分として、127万9,289円となっております。

続いて、歳出であります。医療諸費では、173万8,329円となりました。これは平成20年3月診療分以前の過誤調整によるものであります。諸支出金では、平成20年度の支払基金交付金及び県補助金の精算として、計243万887円を支出しております。また、一般会計への繰入金として、過年度国庫補助金の精算入金分、第三者行為の損害賠償金入金分として、1,086万1,579円を支出いたしております。

以上で、老人保健特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第4号、後期高齢者医療特別会計決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額2億4,616万8,000円に対し、調定額は2億4,797万2,409円、収入済額2億4,711万5,720円、支出済額は2億4,421万3,461円となりました。

まず、歳入よりご説明いたします。歳入のうち、後期高齢者保険料は1億5,443万8,975円となり、収入未済額が85万6,689円となりました。使用料及び手数料では、督促手数料1万7,400円を、県広域連合支出金では健康診査にかかわる補助として146万7,000円を、繰入金では保険基盤安定繰入、広域連合分賦金繰入、職員給与費繰入などで8,412万116円を、諸収入において広域連合からの特別補助金等として、15万7,822円を受け入れております。なお、国庫補助金の336万円については、平成20年度からの繰越事業で、制度改正による電算システムの改修に伴う補助金でございます。

続いて、歳出では、総務費において職員の人件費等を、保健事業費では、特定健診にかかわる経費149万3,070円を、広域連合納付金として徴収した保険料の全額及び保険基盤安定制度負担金など2億2,979万6,157円を支出しております。

以上、後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第5号、佐用町介護保険特別会計決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額18億5,121万7,739円、歳出総額18億4,821

万 7,896 円、差引き額 299 万 9,843 円となっております。

歳入につきましては、介護保険料 2 億 4,965 万 8,996 円、分担金及び負担金 5,650 円、これは認定審査等にかかる他市町からの受託金でございます。使用料及び手数料 2 万 3,700 円は督促手数料でございます。国庫支出金 4 億 5,257 万 9,300 円、これの主なものは、介護給付費負担金、調整交付金のほか地域支援事業交付金でございます。支払基金交付金 5 億 928 万 9,368 円、これの主なものは介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。県支出金 2 億 6,396 万円、これの主なものは介護給付費負担金、地域支援事業交付金でございます。財産収入 53 万 6,837 円は、介護保険給付費準備基金等の預金利子でございます。繰入金 3 億 5,648 万 8,502 円は、一般会計繰入金 3 億 724 万 6,881 円と基金繰入金 4,924 万 1,621 円でございます。繰越金 216 万 2,941 円は、平成 20 年度からの繰越金でございます。諸収入は 1,651 万 2,445 円は、ハイムゾンネなど介護給付費の返還金が主なものでございます。

次に、歳出につきましては、総務費 1 億 247 万 8,671 円は、人件費のほか介護システム改修委託料、保守点検委託料及び認定審査会費、運営委員会費などでございます。保険給付費 17 億 1,070 万 9,241 円は、介護及び支援サービス費などでございます。地域支援事業費 1,707 万 8,889 円は、介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費でございます。基金積立金 53 万 6,837 円は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金でございます。諸支出金 1,741 万 4,258 円は、平成 20 年度分介護給付費精算による国庫、県及び支払基金への返還金などでございます。

続きまして、介護保険サービス事業勘定特別会計についてのご説明を申し上げます。

歳入総額 955 万 9,120 円、歳出総額 955 万 9,120 円、差引きゼロとなっております。

歳入につきましては、サービス収入 955 万 9,120 円のうち、居宅介護サービス計画費 57 万 3,100 円、居宅支援サービス費 898 万 6,020 円でございます。

歳出につきましては、サービス事業費 683 万 480 円は、介護予防支援委託料でございます。諸支出金 272 万 8,640 円は一般会計への繰出金でございます。

以上、佐用町介護保険及び介護保険サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 6 号、佐用町朝霧園特別会計決算の認定についてのご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額 1 億 1,970 万 8,000 円に対し、調定額、収入済額及び、執行額ともに 1 億 1,967 万 6,657 円となりました。

まず、歳入よりご説明いたします。歳入の事業収入は 1 億 1,000 万 9,007 円で、これは施設の入所者にかかわる生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体から負担されるものです。繰入金は、事業収入の不足分を補填する一般会計からの繰入金として 143 万 6,244 円を、諸収入の 823 万 1,406 円は短期入所者にかかわる経費収入となっております。

続いて、歳出の説明を申し上げます。民生費のうち、老人ホーム費の主なものは、施設職員の人件費及び施設管理費、入所者の食事材料費などとして計 1 億 1,967 万 6,657 円を支出いたしております。

以上で、朝霧園特別会計決算の提案説明とさせていただきます。

次に、認定第 7 号、佐用町簡易水道事業特別会計決算の認定につきまして提案のご説明を申し上げます。

平成 21 年度事業の概要は、給水人口 1 万 5,130 人、年間総配水量 237 万 1,105 立米に対し、年間総有収水量 174 万 6,110 立米、有収率 73.64 パーセントとなり、昨年度に比較して、災害のため、有収率が低下しており、災害復旧に伴う町債の増加、一般会計の繰り

入れが増加しているため、さらにコストの低減に努め、効率的な施設の維持管理を図りたいと思っております。

歳入歳出の決算総額は、歳入総額 11 億 3,019 万 6,286 円、歳出総額 10 億 9,424 万 7,811 円、差引実質収支 3,594 万 8,475 円の黒字となりました。翌年度繰越額は地域活性化きめ細やかな事業費及び災害復旧事業費 1 億 4,625 万円を繰り越しをいたしました。

まず、歳入よりご説明をいたします。分担金及び負担金は、新規加入 38 件 1,690 万円、給水工事費負担金 1 件、20 万円であります。使用料及び手数料は、現年度分収入済額 3 億 3,450 万 8,925 円、収納率 99.43 パーセント、191 万 974 円 453 件が収入未済となっております。また、滞納繰越分収入済額 128 万 3,914 円、収納率 20.36 パーセントで、502 万 3,090 円 1,307 件が収入未済となっております。手数料につきましては、給水工事の検査手数料、開閉栓手数料等で、55 万 6,300 円の収入となりました。国庫支出金は、佐用町水道施設中央監視制御システム整備事業補助金 1,290 万円と簡易水道施設災害復旧事業補助金 131 万 6,000 円でございます。財産収入は、預貯金利子及び土地建物貸付収入で 104 万 8,626 円でございます。繰入金として、建設改良費、経済危機対策事業、災害復旧事業等に充当するため、一般会計より、2 億 8,363 万円を繰り入れしております。諸収入は、西播磨循環型社会拠点施設建設に伴う、配水管移設補償金等 4,613 万 3,587 円を収入いたしました。起債では、町債 4 億 2,780 万円、簡水債 9,090 万円、借換債 2 億 4,990 万円、災害復旧債 8,700 万円を収入いたしております。

次に歳出の説明をいたします。簡易水道事業費一般管理費につきましては、人件費及び経常経費であり、説明を省略させていただきます。現場管理費については、佐用・中部・奥海・南部・北部及び三日月の 6 簡易水道施設の維持管理経費でございます。需用費の主なものといたしましては、施設運転の光熱水費電気料 3,489 万 4,047 円、修繕料 1,622 万 4,287 円、塩素等の医薬材料費 976 万 5,182 円の支出でございます。委託料の主なものは、メーター検針委託料 449 万 7,820 円、水質検査委託料 349 万 6,920 円、電気計装関係委託料 609 万 6,300 円の支出でございます。工事請負費の主なものは、本位田浄水場ろ過膜洗浄工事、南部浄水場薬液本ホース取替え工事、下三河消火栓設置工事、第 4 浄水場膜モジュール薬品洗浄工事等で、合計 1,056 万 2,412 円を支出いたしております。建設改良費の委託料では、西播磨循環型社会拠点施設建設工事、佐用町給食センター給水工事、南光自然観察村水道管布設工事、佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事の設計に係るもので 1,027 万 4,985 円を支出いたしました。工事請負費の主なものは、佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事、光ファイバーネットワーク工事、給食センター給水工事、長林キャンプ場配水管布設工事、西播磨循環型社会拠点施設水道管布設工事、管理道路水道管支障移設工事等に 1 億 4,885 万 7,750 円を支出いたしております。次に地域活性化・経済危機対策事業費では、消火栓の点検業務、水道台帳作成業務等委託料を 1,356 万 6,000 円、工事請負費では、水道計器更新改良工事に 2,940 万円を支出いたしております。地域活性化・きめ細やかな事業費は、真盛浄水場の取水井戸改良に伴う委託料及び工事請負費 4,500 万円を、翌年度へ繰り越しをいたしました。

簡易水道災害復旧費の委託料は、台風 9 号災害復旧に伴う水道施設災害査定設計作成業務、実施設計書作成業務等 2,319 万 7,000 円を支出し、工事請負費では、本位田浄水場、横坂取水場内の清掃、土砂取除工事、真盛浄水場電気計装応急工事、横坂水源・真盛浄水場フェンス等復旧工事、本位田浄水場復旧工事、早瀬真盛間配水管布設工事等を行い、9,772 万 3,277 円を支出いたしております。

公債費では、起債償還元金 4 億 9,562 万 7,491 円、利子 9,541 万 4,576 円を支出いたしました。

以上、佐用町簡易水道事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 8 号、佐用町特定環境保全公共下水道特別会計の決算についてのご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額 11 億 6,531 万 1,231 円、歳出総額 11 億 4,081 万 2,310 円、歳入歳出差引残額は、2,449 万 8,921 円であり、翌年度会計に繰り越しをいたします。

それでは、決算書、歳入からご説明をいたします。分担金及び負担金 497 万 5,000 円は、加入負担金及び工事負担金等でございます。使用料及び手数料 1 億 9,349 万 730 円は、下水道使用料金、行政財産使用料及び排水工事指定店登録等の手数料でございます。国庫支出金 1 億 7,423 万 5,000 円は、公共下水道建設事業と災害復旧事業に対する国庫補助金で、繰入金 4 億 5,025 万 5,000 円は、一般会計からの繰入金で、繰越金 305 万 5,501 円は、前年度からの繰越金で、町債 3 億 3,930 万円は、公共下水道事業債と、資本費平準化債、公共下水道施設災害復旧事業債でございます。

次に、歳出のご説明をいたします。公共下水道事業費の総額は、11 億 4,081 万 2,310 円で、このうち管理費は、1 億 4,980 万 1,649 円。人件費等の一般管理費と、5 箇所の処理場、120 箇所のマンホールポンプ場、2 箇所の雨水ポンプ場及び下水道管路等の現場管理費で、事業費は、建設改良事業に要した経費、9,087 万 6,000 円であり、東徳久管渠布設工事と東徳久マンホールポンプ設置工事及びセンター舗装工事が主な経費であります。その内 4,564 万 6,000 円は、明許費で繰り越しをいたしております。災害復旧費は 2 億 8,820 万 8,527 円で、上月・久崎両浄化センターの災害復旧事業実施委託料や工事請負費が主な内容でございます。公債費 6 億 5,771 万 7,850 円は、下水道債の償還元金及び利子でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 9 号、佐用町生活排水処理特別会計決算について提案のご説明を申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額 4 億 8,850 万 1,051 円、歳出総額 4 億 8,607 万 765 円、歳入歳出差引残額は、243 万 286 円で、翌年度に繰越をいたしております。

それでは、歳入からご説明をいたします。分担金及び負担金 155 万円は、新規加入負担金であります。使用料及び手数料 1 億 2,475 万 310 円は、全地区 1,830 基、浄化槽の使用料と、町内 10 箇所の農業集落排水施設の使用料で、国庫補助金は、農業集落排水施設災害復旧工事費補助金でございます。次に、繰入金 2 億 6,521 万 6,000 円は、一般会計からの繰入金で、さわやか協議会会計繰入金は、98 万 2,000 円で、繰越金 120 万 6,141 円は、前年度からの繰越金、諸収入 72 万 7,600 円は、浄化槽事務取扱手数料、町債 9,140 万円は、資本平準化債及び農業集落排水施設災害復旧事業債でございます。

歳出においては、生活排水処理事業費 1 億 9,054 万 4,111 円で、この内、浄化槽管理費、1 億 1,651 万 6,468 円で、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税納付金等が主な内容でございます。農業集落排水施設管理費、2,015 万 1,518 円は、人件費等の一般管理費と、10 箇所の浄化センターの光熱水費、管理委託料、39 箇所のマンホールポンプ場及び下水道管路の修繕工事等にかかる現場管理費でございます。災害復旧費は、農業集落排水施設災害復旧費 2,376 万 3,970 円で、人件費と設計委託料及び工事請負費で、浄化槽施設災害復旧費 1,278 万 3,308 円は、修繕費と工事請負費でございます。公債費 2 億 5,897 万 9,376 円は、合併浄化槽設置及び農業集落排水施設建設にかかる起債の元利償還金でございます。

以上で、生活排水処理特別会計の決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 10 号、西はりま天文台公園特別会計決算についてのご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、使用料 1,448 万 6,900 円、県委託金 1 億 5,062 万 1,000 円、一般会計繰入金 2,816 万 9,000 円など、総額 1 億 9,834 万 9,236 円となっております。

次に、歳出でございますが、社会教育総務費、これは主に人件費で 9,295 万 6,130 円、グループ用ロッジ運営費 1,041 万 2,678 円、天文台公園運営費 8,213 万 4,835 円、公債費 1,126 万 121 円などで、総額 1 億 9,755 万 2,756 円となっております。

なお、歳入総額から歳出総額を差し引いた額 79 万 6,480 円は、平成 22 年度への繰り越しとなります。

以上、西はりま天文台公園特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 11 号、佐用町笹ヶ丘荘特別会計決算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

昨今の厳しい経済状況の中、笹ヶ丘荘は、事業収入の減額に伴う大変厳しい経営状況となっておりますが、皆さんに親しまれる施設として、運営に努力しております。

歳入総額、歳出総額とも 1 億 7 万 213 円となっております。

まず、歳入につきましては、笹ヶ丘荘事業収入 8,319 万 8,934 円、一般会計繰入金 1,685 万 5,652 円、諸収入 1 万 5,627 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 7 万 213 円で、その主なものは、人件費、運営管理にともなう需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等でございます。21 年度の施設利用客数は、笹ヶ丘荘 4,937 人、交流会館 434 人、体験施設 174 人、休憩 26 人、食事 2 万 1,501 人、入浴 4,198 人、会議 727 人、結婚式・披露宴 1 組 55 人で、対前年比マイナス 9.3 パーセント、3,269 人減の合計 3 万 2,052 人となっております。これは、昨今の厳しい経済状況とともに、昨年台風 9 号の災害により、本施設を避難所として被災者の受け入れを行い、10 月まで営業を休止したことと、災害後の客離れによるところが大きいと考えております。

被災者の受け入れ状況は、宿泊で延べ 1,810 人、入浴利用は、7,036 人、食事提供が 200 食、金額に換算して約 1,400 万円余りと見込んでおります。

今後は、復興しつつある佐用町を今まで以上に PR し、笹ヶ丘荘の集客を高め、効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、笹ヶ丘荘特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 12 号、佐用町歯科保健特別会計決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入総額 2,619 万 915 円、歳出総額 2,619 万 9,915 円、差引き、これ、ちょっと、失礼。間違えとんやな。はい、失礼しました。もう一度、歳出総額 2,619 万 915 円で、差引き額ゼロとなっております。

歳入につきましては、診療収入 1,624 万 2,392 円、財産収入 7,272 円、これは歯科保健センター運営基金積立金利子でございます。繰入金 798 万 9,156 円は、一般会計からの繰入金でございます。諸収入 195 万 2,095 円は、歯科保健事業などの受託料及び歯ブラシ売上料でございます。

次に、歳出につきましては、総務費 2,277 万 5,625 円は、人件費の他、歯科保健センター管理費などでございます。医業費 341 万 5,290 円は、医薬材料費の他、歯科技工、医療廃棄物処理委託料および診療用備品などでございます。

以上で、歯科保健特別会計決算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 13 号、佐用町宅地造成事業特別会計決算につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入総額 1,451 万 5,735 円、歳出総額 1,341 万 1,273 円、歳入歳出差引額 110 万 4,462 円となっております。

まず、歳入につきましては、財産収入 864 万 1,313 円、公債費償還のための基金繰入金 469 万 2,000 円、前年度からの繰越金 118 万 2,422 円であります。

歳出につきましては、宅地造成費の基金費積立金に 864 万 1,313 円、公債費の元利償還金 469 万 565 円でございます。昨年度は、早瀬団地 1 区画と広山団地 1 区画の宅地分譲を行っております。残り、さよひめ団地 1 区画、広山団地 2 区画につきましても、引き続き、宅地分譲を行いたいと考えております。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 14 号、佐用町石井財産区特別会計決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

平成 21 年度の歳入は、前年度からの繰越金、369 万 3,158 円、歳出は、総会経費及び財産区連合会会費で 1 万 4,980 円であります。

以上で、簡単ですが、佐用町石井財産区特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 15 号、佐用町農業共済事業特別会計決算の認定についてのご説明を申し上げます。

平成 21 年度の概要は、台風 9 号に伴う豪雨水害により、耕作地の流出、作物の埋没、倒伏等により、水稻・大豆の収穫量が大幅に減少し、また、毎年、山間部において発生しているシカ・イノシシにおける被害も防護柵の倒壊により、被害地域も広域化をいたしました。共済事業の引き受けは、農家の皆様のご理解と共済連絡員のご協力により、総額 9 億 5,759 万 7,000 円の引受となりました。

事業別内訳で水稻共済は、1,852 戸、739.2 ヘクタールで、共済金額 5 億 6,130 万 3,000 円、麦共済では、7 戸、36.5 ヘクタールで、共済金額 830 万 2,000 円。家畜共済では、2,475 頭、共済金額 3 億 5,598 万円。畑作物共済では、42 戸、105.9 ヘクタールで、共済金額 2,309 万 3,000 円。園芸施設共済では、24 戸、53 棟、共済金額 891 万 9,000 円となっております。

一方、共済被害は、水稻においては、台風 9 号による水害、獣害等より 685 戸、被害面積で 176 ヘクタールに対し、共済金 4,943 万 3,000 円の支払い。麦では、獣害、湿潤害等により、4 戸に対し 35 万 7,000 円の支払い。家畜では、死傷が 141 頭で 1,381 万 5,000 円、病傷が 950 頭で 986 万 2,000 円であります。畑作物では、台風 9 号による水害、獣害、湿潤害等により、40 戸に対し、819 万 8,000 円。園芸施設では、風害により 11 戸、13 棟に対し、87 万 4,000 円の共済金を支払をいたしました。

農作物勘定では、事業収益が 5,229 万 6,879 円、事業費用は 5,215 万 3,131 円。家畜共済勘定では、事業収益、事業費用が同額の 3,394 万 9,970 円となり、畑作物共済勘定では、事業収益が 883 万 5,145 円、事業費用が 912 万 2,999 円。園芸施設共済勘定では、事業収益で 104 万 7,009 円、事業費用も同額の 104 万 7,009 円となりました。共済事業収益では、総計で 1 億 4,166 万 3,086 円、共済事業費用 1 億 4,180 万 7,192 円となり、当期剰余金は、農作物勘定で 14 万 3,748 円となりましたが、畑作物共済に於いては、水害による共済金の支払いが増大したために、本年は、未処理不足金として 28 万 7,854 円が発生をいたしました。本年度の剰余金の処分は農作物共済勘定で 14 万 3,748 円を、それぞれ法定積立金 770 円、特別積立金へ 14 万 2,978 円、積立てをする予定といたしております。

業務勘定においては、業務事業収益では、4,553 万 4,083 円で、主なものは受取補助金 2,849 万 9,000 円、事務費賦課金 345 万 240 円、受取損防事業負担金 154 万 6,252 円、事業外収益では、受取寄付金 1,020 万円でございます。事業費用の主なものは、一般管理費は人件費等で 3,838 万 3,219 円、損害評価費は 238 万 4,582 円、損害防止費は 277 万 82 円で、事業費用は 4,540 万 9,551 円となりました。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

最後に、認定第 16 号、佐用町水道事業会計決算の認定につきまして提案のご説明を申し上げます。

平成 21 年度の業務量は、年度末給水人口 5,004 人で、前期より 160 人減少し、給水栓

数は 1,898 栓で、44 件の減少となっております。また、一日一人当たりの平均使用量は 324 リットルで、増加の傾向が続いております。

今期の配水量は 73 万 4,986 立米で、前期比 7 パーセントの増となりましたが、有収水量は 59 万 1,843 立米で、5,774 立米の減となりました。この原因は災害による水道施設の応急復旧に伴う配水量の増加と超過水量の減免による有収水量の減少でございます。

次に、収支の状況についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入の予算額 1 億 5,487 万 6,000 円に対し、決算額 1 億 5,269 万 9,017 円で、217 万 6,983 円の減収となっております。その主なものは水道料金と高料金対策費であります。

また、収益的支出では、予算額 2 億 337 万 8,000 円に対し、決算額 1 億 9,327 万 3,936 円で、その主なものは、水道水の供給費用及び減価償却費、企業債利息であります。

次に資本的収入では、予算額 3,634 万 9,000 円に対し、決算額 3,002 万 937 円で、その主なものは出資金、企業債、国庫補助金でございます。

また、資本的支出では、予算額 1 億 190 万 8,000 円に対し、決算額 8,565 万 4,799 円で、その主なものは、上水道施設改良工事請負費と災害復旧事業の委託料及び工事請負費、企業債元金返還金であります。

次に、損益計算では、営業収益 1 億 508 万 2,233 円に対して、営業費用は、1 億 6,595 万 5,050 円で、営業損失は 6,087 万 2,817 円となり、一方、営業外収益は 4,238 万 5,801 円に対し、営業外費用は 2,329 万 9,689 円で、1,908 万 6,112 円の利益となりますが、営業収支は、4,178 万 6,705 円の経常損失となり、特別損失 1,920 円を処理すると、当年度純損失 4,178 万 8,625 円となります。前期繰越欠損金 3 億 2,138 万 2,543 円と合わせて 3 億 6,317 万 1,168 円が当年度未処理欠損金となり、欠損金処理計算書案で翌年度繰越欠損金として予定いたしております。

なお、詳細につきましては、損益計算書、余剰金計算書、欠損金処理計算書案、貸借対照表、その他付属書類を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上で、認定第 1 号から第 16 号まで一括してご説明を申し上げます。それぞれ、十分ご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、ご苦労さんでした。

認定第 1 号ないし認定第 16 号の提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第 1 号ないし認定第 16 号につきましては、決算認定に関する議題であります。この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 号ないし認定第 16 号につきましては、決算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 36 . 決算監査報告について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 36 に入ります。

決算監査報告についてであります。提案されました認定第 1 号ないし認定第 16 号につ

きましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より監査報告を受けます。

代表監査委員、野村 靄君。

〔代表監査委員 野村 靄君 登壇〕

代表監査委員（野村 靄君） 失礼します。皆さんご苦労さんでございます。

監査報告にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、本町発展のためご尽力いただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 21 年度決算監査についてであります。一般会計及び特別会計につきましては、平成 22 年 8 月 3 日から 6 日までの 4 日間、公営企業会計は 6 月 28 日に、町長から提出された決算報告について、敏森監査委員と私とが監査を実施いたしましたので、ここに、監査委員を代表して、報告をいたします。

審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類と、その照合等、通常実施すべき審査手続により実施し、また、例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

審査の結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定された様式により作成してありました。記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数的に正確であることを認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数的に正確であることを認められました。

各会計の決算内容及び予算執行状況等についても、適正であると認められました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書、お手元に意見書がございますが、意見書に述べてありますが、21 ページから 22 ページに審査のまとめとして、指摘した主な内容をご報告いたします。

まず、地域活性化対策事業の評価についてであります。国の緊急経済対策による地域活性化、生活対策事業、それと経済危機対策事業により、これにより数多くの事業を実施されたことについて、町民に事業成果及び評価を公表されたい。

続いて、災害による今後の財政健全化対策について、昨年の大災害により今後は、ますます財政負担が生じることが予測されます。財政計画を立てて、合併特例期間後の安定かつ住民が安心して生活できる財政運営に努力されたい。

続いて、職員の健康管理等についてですが、災害関係業務等により、職員に長時間勤務などの状況が見受けられました。精神的及び健康的に良好な職場環境づくりや管理を行い、過重労働にならないように対応し、一致団結した共働の精神のもと職務に精励されたい。

続いて、土地賃借料等の対策についてでございますが、各支出項目において土地賃借料がございました。目的、内容によりまして、長期的に借地しているものなど、買収できる借地については、この対策を行ってください。

続いて、町財務規則の適正運用について、基金の運用に関しては、地方自治法の趣旨に基づき、確実かつ効率的な運用を図るため、金融機関等における預金は長期借入金で相殺できる範囲に止めるなど、ペイオフ対策に万全を期すとともに、預金で保護されない金額

の運用について慎重を期すことに努められたい。

また、金品の扱いには十分注意し、健全な対応と管理運営に努めてくださいと。

最後に、審査のまとめとして、意見書 21 ページ。21 ページに挙げておりますが、国及び地域社会は、経済情勢の低迷により、経済危機と財政の悪化に直面しております。政府においては、昨年の政権交代により、事業仕分け作業による無駄な事業の見直し等、経済・財政対策を講じてきており、本町においても国の対策による、地域活性化、生活対策事業・経済対策事業等の助成事業が実施されて参りました。

しかし、本町は、昨年 8 月の台風で甚大な被害を被り、国県補助金・交付金等の復旧目的の財政支援があるものの、単独での災害に関する財政支出は、想像を絶する多額の経費が必要であり、今後の町財政運営は、ますます厳しい状況が想定されます。

このような中、平成 21 年度においては、災害に関する特別交付税・国県補助金等の増収、それと、被災者救済措置による税、それから使用料等の減免対策の減収、減免金額は、1 億 2,200 万円となっております。これは資料、お手元の資料の一番末尾に、資料 1 に掲載しております。それを、また見ておいてください。

それから、まあ、これらの、いろいろ事情もありますが、恒常的には合併以後、町税等の収納率が良く、これは資料、末尾に添付してあります資料 2、資料 3 を参照してください。調定額 38 億 9,000 万円に対して、収入済額 37 億 9,000 万円、98.5 パーセントの実績を納めて、上げておられます。

まあ、財源確保及び経費削減などにより、概ね良好な財政運営ができたことは望ましいことでもあります。しかしながら、今後の災害復旧・復興に関する財政課題があり、今後とも行財政改革の方針を徹底し、町民の理解を得ながら、中長期的に健全な財政運営が図れることを強く要望するものであります。

以上をもちまして、私の決算監査意見といたします。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、ご苦労様でした。監査報告は終わりました。

---

#### 日程第 37 . 決算特別委員会の設置及び委員定数について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 37、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りをいたします。平成 21 年度佐用町一般会計、13 特別会計及び 2 事業会計決算の審査のため、全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議ないと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定をされました。

---

#### 日程第 38 . 決算特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 38 に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定をされておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会決算特別委員会委員長、平岡きぬゑ君。副委員長、石堂 基君。以上の両君が、決算特別委員会委員長及び副委員長に選任をされました。

---

日程第 39 . 委員会付託について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 39 に入ります。  
日程第 39 は、委員会付託についてであります。  
ここで、資料配布のため、しばらく休憩をいたします。

午後 0 2 時 5 2 分 休憩

午後 0 2 時 5 4 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を続行いたします。  
お諮りいたします。お手元に配布しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。  
お諮りいたします。委員会等開催のため明日 9 月 8 日から 15 日まで本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。  
次の本会議は、来る 9 月 16 日午前 9 時 30 分より再開し、一般会計及び各特別会計補正予算案の審議を行いますので、ご承知くださるようお願いをいたします。  
それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労さんでした。

午後 0 2 時 5 5 分 散会

---